

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

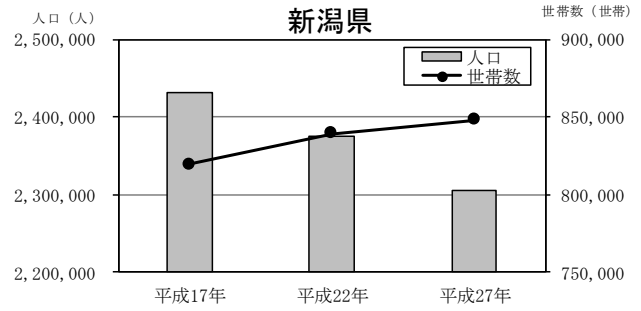
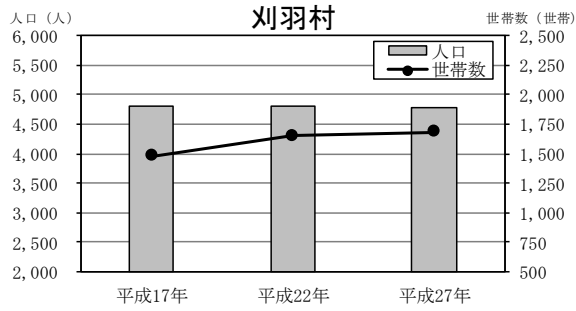
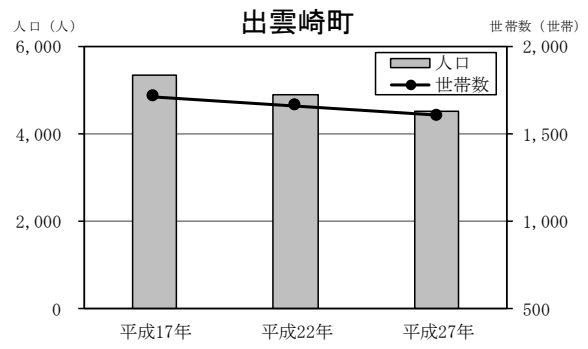
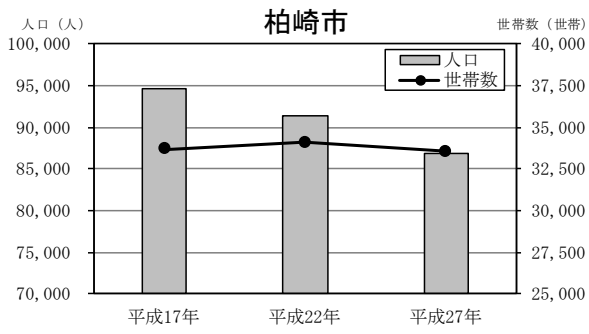
対象事業実施区域及びその周囲の自治体（柏崎市、出雲崎町、刈羽村）並びに新潟県における人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。

人口は、柏崎市、出雲崎町は減少傾向であり、刈羽村は横ばいである。また、世帯数は柏崎市では横ばい、出雲崎町では減少傾向、刈羽村では増加傾向となっている。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

区 分	年	人 口（人）			世帯数 （世帯）
		総 数	男	女	
柏崎市	平成 17 年	94,648	46,676	47,972	33,696
	平成 22 年	91,451	45,385	46,066	34,104
	平成 27 年	86,833	43,098	43,735	33,560
出雲崎町	平成 17 年	5,338	2,491	2,847	1,715
	平成 22 年	4,907	2,328	2,579	1,665
	平成 27 年	4,528	2,156	2,372	1,608
刈羽村	平成 17 年	4,806	2,412	2,394	1,478
	平成 22 年	4,800	2,490	2,310	1,653
	平成 27 年	4,775	2,476	2,299	1,682
新潟県	平成 17 年	2,431,459	1,176,919	1,254,540	819,552
	平成 22 年	2,374,450	1,148,236	1,226,214	839,039
	平成 27 年	2,304,264	1,115,413	1,188,851	848,150

〔「平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕



〔平成17年、22年、27年 国勢調査〕(総務省統計局)より作成

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移 (各年10月1日現在)

2. 産業の状況

対象事業実施区域及びその周囲の自治体並びに新潟県における産業別就業者数は、表 3.2-2 のとおりである。

平成 27 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数の割合は、柏崎市、出雲崎町及び刈羽村ともに第三次産業の占める割合が高い。

表 3.2-2 産業別就業者数（平成 27 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、斜字：％）

産 業	柏崎市	出雲崎町	刈羽村	新潟県
第一次産業	1,423 (3.5)	210 (0.7)	151 (0.1)	65,717 (5.9)
農 業	1,347	156	150	62,886
林 業	31	0	1	1,171
漁 業	45	54	-	1,660
第二次産業	14,520 (35.4)	699 (2.3)	900 (2.6)	323,075 (28.9)
鉱業、採石業、砂利採取業	144	3	3	1,775
建設業	4,865	238	355	113,017
製造業	9,511	458	542	208,283
第三次産業	25,104 (61.2)	1,252 (57.9)	1,433 (57.7)	728,878 (65.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	1,293	14	122	7,759
情報通信業	373	11	22	14,226
運輸業、郵便業	1,279	62	61	52,903
卸売業、小売業	5,474	339	240	183,663
金融業、保険業	578	29	23	22,391
不動産業、物品賃貸業	358	10	17	13,523
学術研究、専門・技術サービス業	950	20	69	24,901
宿泊業、飲食サービス業	2,131	82	81	60,640
生活関連サービス業、娯楽業	1,453	91	71	42,228
教育、学習支援業	1,632	72	89	47,990
医療、福祉	5,140	268	320	143,026
複合サービス事業	505	55	39	13,584
サービス業 (他に分類されないもの)	2,662	115	188	62,732
公務 (他に分類されるものを除く)	1,276	84	91	39,312
分類不能の産業	432 (1.0)	4 (0.2)	17 (0.7)	23,170 (2.0)
総 数	41,479	2,165	2,501	1,140,840

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 「-」は該当がないことを示す。

3. 第一次～第三次産業の比率（％）は、総数から分類不能の産業を除いた就業者数に対する比率であり、分類不能の産業の比率（％）は、総数に対する比率（％）である。

4. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある

〔「平成 27 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

(1) 農 業

対象事業実施区域及びその周囲の自治体並びに新潟県における販売目的の農作物作付（栽培）経営体数は、表 3.2-3 のとおりである。

平成 27 年 2 月 1 日現在における販売目的の農作物作付（栽培）経営体数は、柏崎市、出雲崎町及び刈羽村ともに稲が最も多くなっている。

表 3.2-3 販売目的の農作物作付（栽培）経営体数（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：経営体）

種 類	柏崎市	出雲崎町	刈羽村	新潟県
稲	1,382	194	152	51,505
麦 類	1	—	—	119
雑 穀	48	1	1	1,520
いも類	41	11	8	2,246
豆 類	80	4	13	4,159
工芸農作物	5	1	—	347
野菜類	186	27	22	9,903
花き類・花木	14	3	2	1,298
その他の作物	38	1	11	1,619

注：「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2015 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 2 年 10 月）より作成〕

(2) 林 業

対象事業実施区域及びその周囲の自治体並びに新潟県における所有形態別林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。

平成 27 年 2 月 1 日現在の所有形態別林野面積は、柏崎市では 28,784ha、出雲崎町では 3,068ha、刈羽村では 1,106ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

区 分	林野面積計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他官庁	小 計	独立行政法人等	公有林	私有林
柏崎市	28,784	207	207	—	28,577	452	2,733	25,392
出雲崎町	3,068	17	—	17	3,051	5	76	2,970
刈羽村	1,106	—	—	—	1,106	—	2	1,104
新潟県	804,261	224,559	222,381	2,178	579,702	12,746	75,820	491,136

注：「—」は、調査は行われたが事実のないものを示す。

〔「2015 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 2 年 10 月）より作成〕

(3) 水産業

対象事業実施区域及びその周囲の自治体並びに新潟県における漁業種類別漁獲量は表 3.2-5、魚種別漁獲量は表 3.2-6 のとおりである。

平成 30 年の漁獲量合計は柏崎市では 157t、出雲崎町では 219t となっている。

表 3.2-5 漁業種類別漁獲量（平成 30 年）

				(単位：t)			
漁業種類				柏崎市	出雲崎町	刈羽村	新潟県
底びき網	遠洋底びき網			-	-	…	-
	以西底びき網			-	-	…	-
	沖合底びき網	1 そうびき		-	-	…	x
		2 そうびき		-	-	…	-
小型底びき網			-	-	…	2,449	
船びき網				x	174	…	581
まき網	大中小型まき網	1 そうまき	遠洋かつお・まぐろ	-	-	…	x
			近海かつお・まぐろ	-	-	…	-
			その他	-	-	…	-
	2 そうまき網		-	-	…	-	
中・小型まき網				-	-	…	-
刺網	さけ・ます流し網			-	-	…	-
	かじき等流し網			-	-	…	-
	その他の刺網			70	9	…	1,487
敷網	さんま棒受網			-	-	…	-
定置網	大型定置網			-	-	…	3,862
	さけ定置網			-	-	…	-
	小型定置網			-	-	…	1,027
その他の網漁業				-	-	…	x
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろ		-	-	…	-
		近海まぐろ		-	-	…	-
		沿岸まぐろ		-	-	…	-
	その他のはえ縄		-	-	…	x	
はえ縄以外の釣	かつお一本釣	遠洋かつお		-	-	…	-
		近海かつお		-	-	…	-
		沿岸かつお		-	-	…	-
	いか釣	遠洋いか		-	-	…	-
		近海いか		-	-	…	x
		沿岸いか		-	-	…	237
	ひき縄釣			-	0	…	61
その他の釣			x	-	…	204	
採貝・採藻				21	30	…	871
その他の漁業				2	7	…	2,472
漁獲量合計				157	219	…	29,323

注：1. 「-」は調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

3. 「…」は事実不詳又は調査を欠くものを示す。

4. 「0」は単位に満たないもの（例：漁獲量 0.4t→0t など）を示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 30 年）」（総務省 HP、閲覧：令和 2 年 10 月）より作成〕

表 3.2-6 魚種別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

種 類	柏崎市	出雲崎町	刈羽村	新潟県
まぐろ類	0	-	…	3,087
かじき類	-	-	…	1
かつお類	0	0	…	12,986
さめ類	-	0	…	20
さけ・ます類	6	0	…	285
このしろ	0	-	…	5
にしん	-	-	…	-
いわし類	0	0	…	122
あじ類	1	5	…	1,156
さば類	1	0	…	567
さんま	-	-	…	x
ぶり類	1	0	…	1,580
ひらめ・かれい類	23	32	…	887
たら類	8	23	…	624
ほっけ	0	4	…	126
きちじ	-	-	…	-
はたはた	-	1	…	87
にぎす類	0	23	…	340
あなご類	-	x	…	x
たちうお	0	x	…	x
たい類	42	25	…	740
いさき	0	-	…	0
さわら類	0	0	…	94
すずき類	1	1	…	103
いかなご	-	-	…	-
あまだい類	3	0	…	54
ふぐ類	1	3	…	324
その他の魚類	43	41	…	1,565
計	131	160	…	24,769
えび類	0	2	…	393
かに類	1	8	…	2,291
おきあみ類	-	-	…	-
貝類	16	18	…	740
いか類	1	10	…	636
たこ類	3	9	…	176
うに類	-	0	…	0
海産ほ乳類	-	-	…	1
その他の水産動物類	0	1	…	114
海藻類	5	12	…	202
漁獲量合計	157	219	…	29,323

注：1. 「-」は調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

3. 「…」は事実不詳又は調査を欠くものを示す。

4. 「0」は単位に満たないもの（例：0.4t→0t）を示す。

〔海面漁業生産統計調査（平成 30 年）〕（総務省 HP、閲覧：令和 2 年 10 月）より作成〕

(4) 商 業

対象事業実施区域及びその周囲の自治体並びに新潟県における商業の状況は、表 3.2-7 のとおりである。

平成 27 年の年間商品販売額は、柏崎市では 157,324 百万円、出雲崎町では 2,449 百万円、刈羽村では 4,820 百万円となっている。

表 3.2-7 商業の状況

業 種	区 分	柏崎市	出雲崎町	刈羽村	新潟県
卸売業	事業所数（事業所）	151	7	3	5,932
	従業者数（人）	962	19	15	53,451
	年間商品販売額（百万円）	65,820	176	991	4,055,941
小売業	事業所数（事業所）	686	49	23	19,010
	従業者数（人）	4,662	164	227	127,923
	年間商品販売額（百万円）	91,504	2,273	3,829	2,528,775
合 計	事業所数（事業所）	837	56	26	24,942
	従業者数（人）	5,624	183	242	181,374
	年間商品販売額（百万円）	157,324	2,449	4,820	6,584,716

注：1. 事業所数及び従業者数は平成 28 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 27 年 1 年間の数値である。

2. 各項目の金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳の値と合計が一致しないことがある。

〔「平成 28 年経済センサスー活動調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 2 年 10 月）より作成〕

(5) 工 業

対象事業実施区域及びその周囲の自治体並びに新潟県における工業の状況は、表 3.2-8 のとおりである。

平成 30 年の製造品出荷額等は、柏崎市では 21,509,405 万円、出雲崎町では 642,000 万円、刈羽村では 1,192,556 万円となっている。

表 3.2-8 工業の状況（従業員 4 人以上）

区 分	事務所数（事務所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
柏崎市	205	8,785	21,509,405
出雲崎町	13	401	642,000
刈羽村	13	429	1,192,556
新潟県	5,229	189,386	506,744,750

注：事業所数及び従業者数は令和元年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は平成 30 年 1 年間の数値である。

〔「2019 年工業統計調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 2 年 10 月）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周囲の自治体並びに新潟県における地目別土地利用の状況は、表 3.2-9 及び図 3.2-2 のとおりである。

柏崎市、出雲崎町及び刈羽村ともに、雑種地その他を除き、いずれも山林の占める割合が最も高く、それぞれ 28.6%、35.3%、28.4%であり、次いで田が 11.2%、10.7%、23.8%となっている。

表 3.2-9 地目別土地利用の状況（平成 31 年 1 月 1 日現在）

（単位：ha、（ ）内は％）

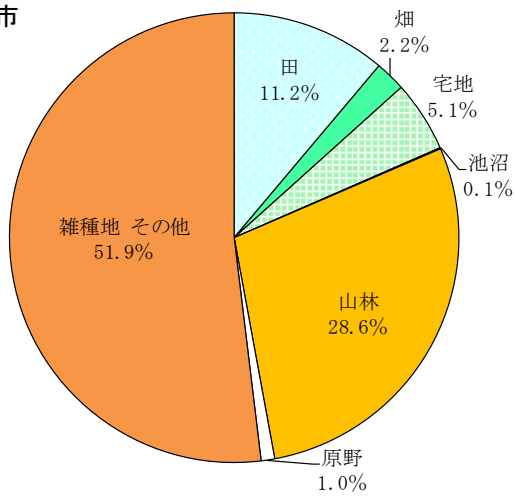
区分	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地 その他
柏崎市	44,203.0 (100.0)	4,929.3 (11.2)	969.8 (2.2)	2,256.9 (5.1)	34.4 (0.1)	12,631.9 (28.6)	431.9 (1.0)	22,948.8 (51.9)
出雲崎町	4,438.0 (100.0)	475.3 (10.7)	80.0 (1.8)	134.2 (3.0)	6.0 (0.1)	1,568.5 (35.3)	82.9 (1.9)	2,091.1 (47.1)
刈羽村	2,627.0 (100.0)	624.0 (23.8)	135.6 (5.2)	182.4 (6.9)	5.0 (0.2)	747.2 (28.4)	22.3 (0.8)	910.4 (34.7)
新潟県	1,258,421.0 (100.0)	158,063.4 (12.6)	34,122.2 (2.7)	50,796.5 (4.0)	2,686.7 (0.2)	331,940.8 (26.4)	24,032.1 (1.9)	656,779.2 (52.2)

注：1. 固定資産評価地積と非課税地積の合計である。

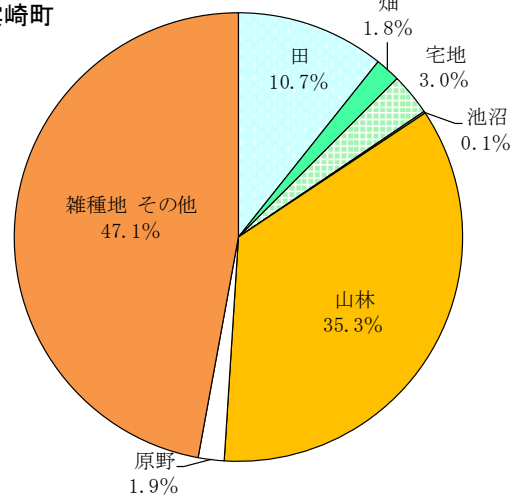
2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔第 130 回 新潟県統計年鑑 2019〕（新潟県 HP、閲覧：令和 2 年 10 月）より作成

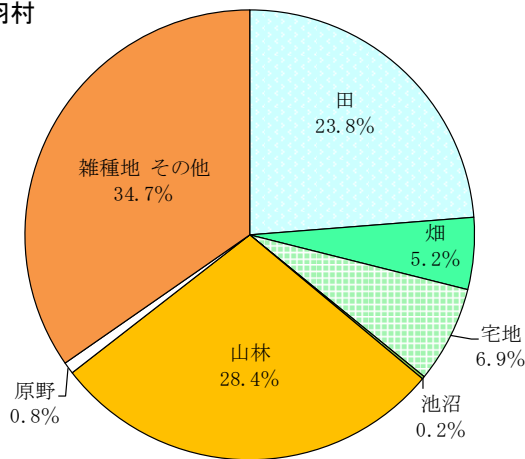
柏崎市



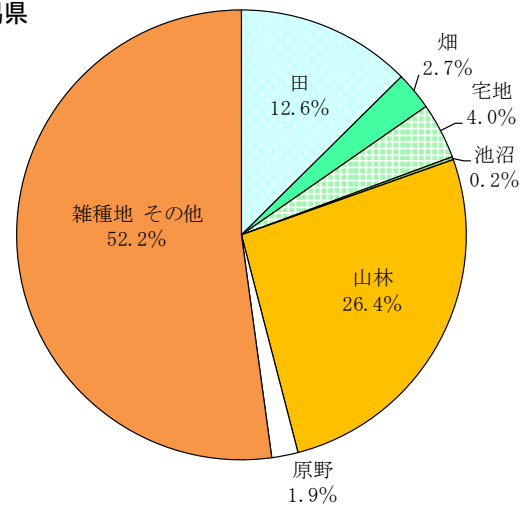
出雲崎町



刈羽村



新潟県



注：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔第130回 新潟県統計年鑑 2019〕(新潟県HP、閲覧：令和2年10月)より作成

図 3.2-2 地目別土地利用の状況 (平成31年1月1日現在)

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲における都市地域は図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に都市地域が分布している。

② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農業地域が分布している。

③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は図 3.2-5 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に森林地域が分布している。

④ 自然公園地域及び自然保全地域

対象事業実施区域及びその周囲における自然公園地域及び自然保全地域は、後述の「3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容 2.自然関係法令等」において整理した。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農用地区域が分布している。

(3) 都市計画用途地域

対象事業実施区域及びその周囲における、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づく用途地域は、対象事業実施区域及びその周囲に存在しない。

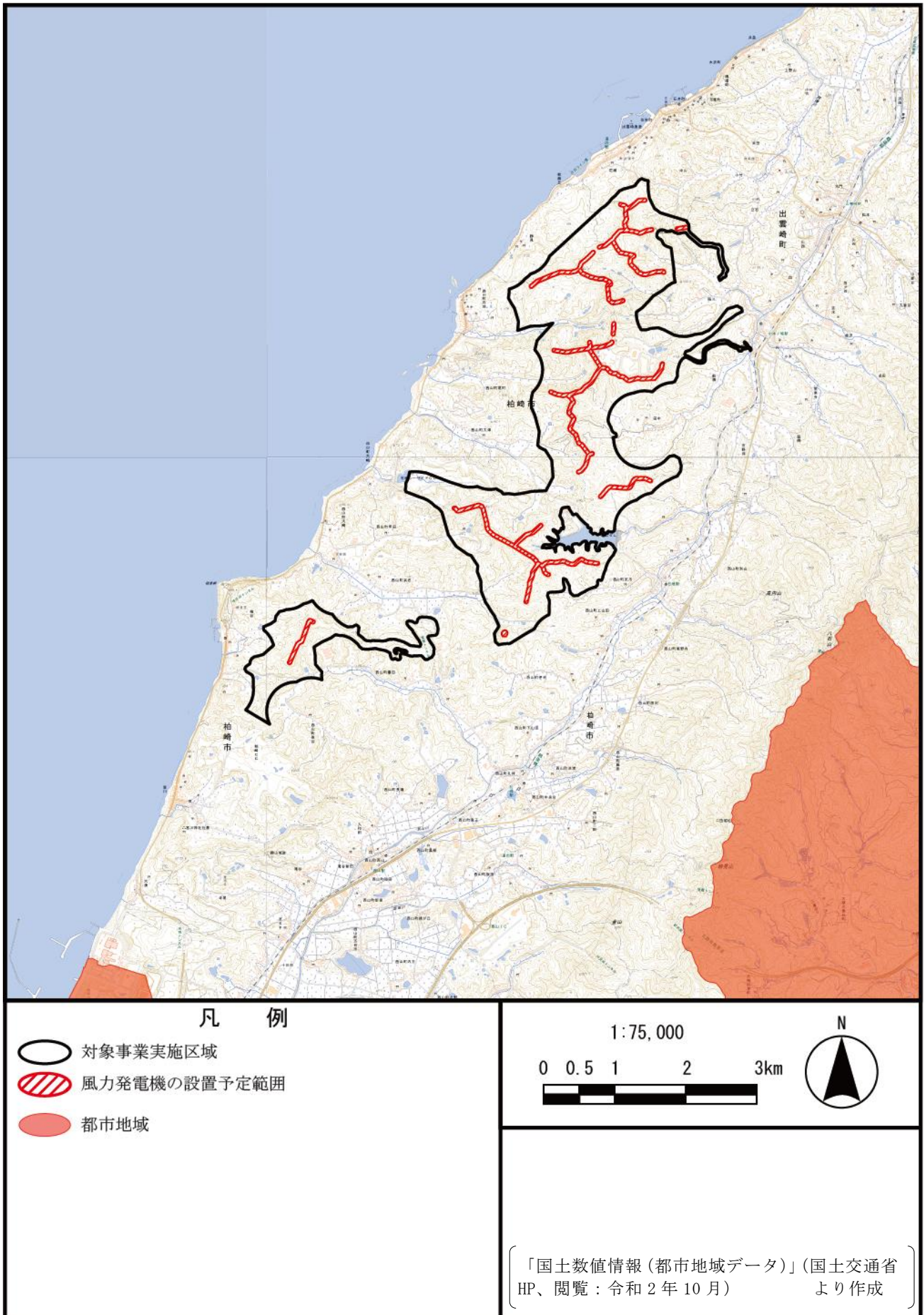


図 3.2-3 土地利用基本計画図（都市地域）

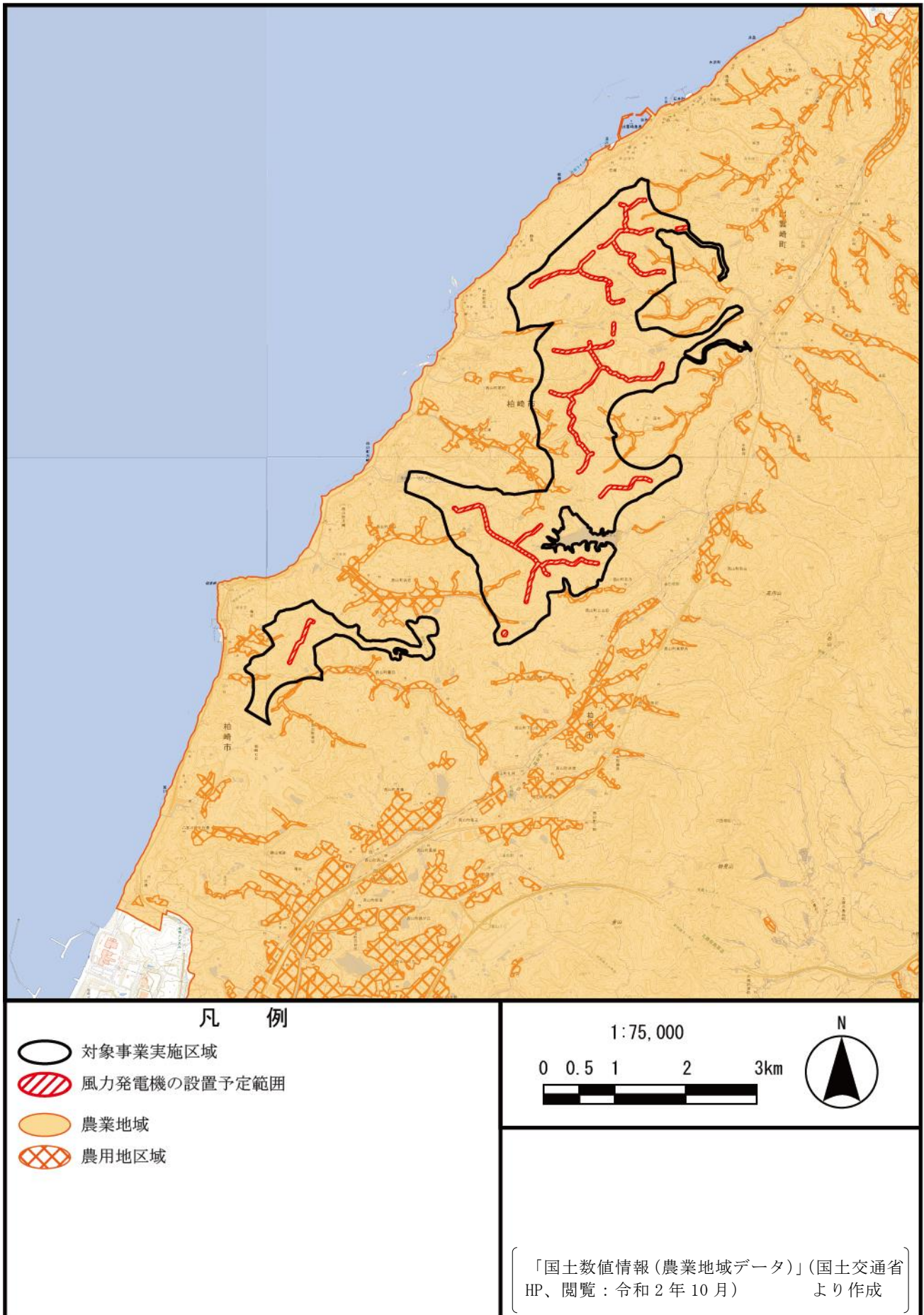


図 3.2-4 土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域

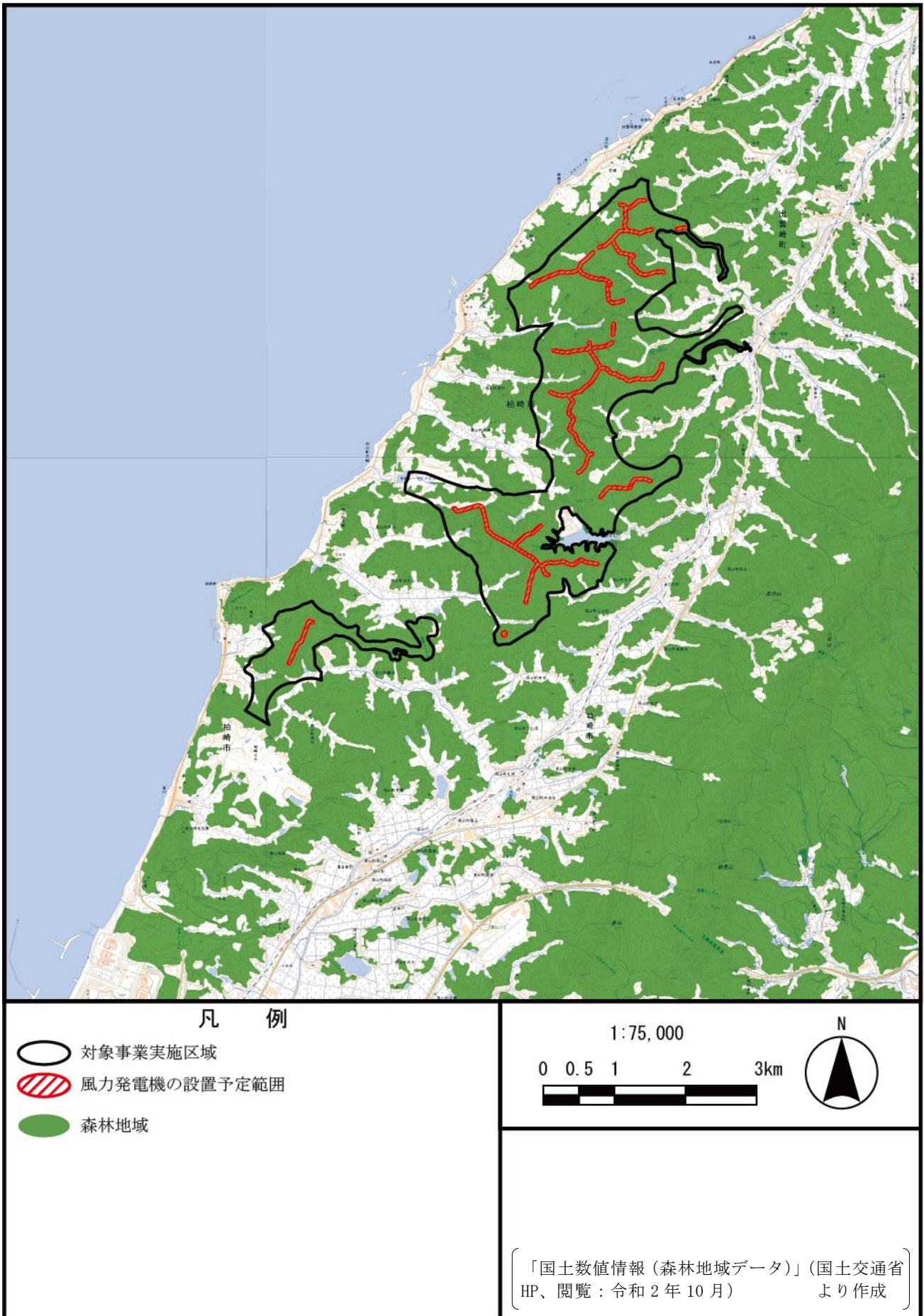


図 3.2-5 土地利用基本計画図（森林地域）

3.2.3 河川及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川の利用状況

(1) 水道用水としての利用

柏崎市、出雲崎町及び刈羽村における水道用水の取水状況は表 3.2-10 のとおりであり、取水地点は図 3.2-6 のとおりである。

表 3.2-10 水道用水の取水状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）

市町	水道の種別	地表水			地下水			湧水	浄水受入	合計
		ダム直接	ダム放流	自流	伏流水	浅井土	深井戸			
柏崎市 (刈羽村含む。)	上水道	9,659	6,229	—	—	306	17	—	—	16,211
出雲崎町	簡易水道	—	—	—	—	—	643,439	—	—	643,439

(千 m³/年)

注：「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「平成 29 年度新潟県の水道（平成 30 年 3 月 31 日現在）」（新潟県 HP、閲覧：令和 2 年 10 月）より作成〕

(2) 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周囲の河川には、「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号、最終改正：令和元年 5 月 15 日）に基づき、表 3.2-11 及び図 3.2-7 のとおり内水面漁業権が設定されている。

表 3.2-11 内水面漁業権の内容

種別	免許番号	漁業種類
共同漁業権	内共第 15 号	あゆ、こい、ふな、うぐい、やまめ、いわな

〔新潟県農林水産部水産課へのヒアリング（実施：令和 2 年 5 月）より作成〕

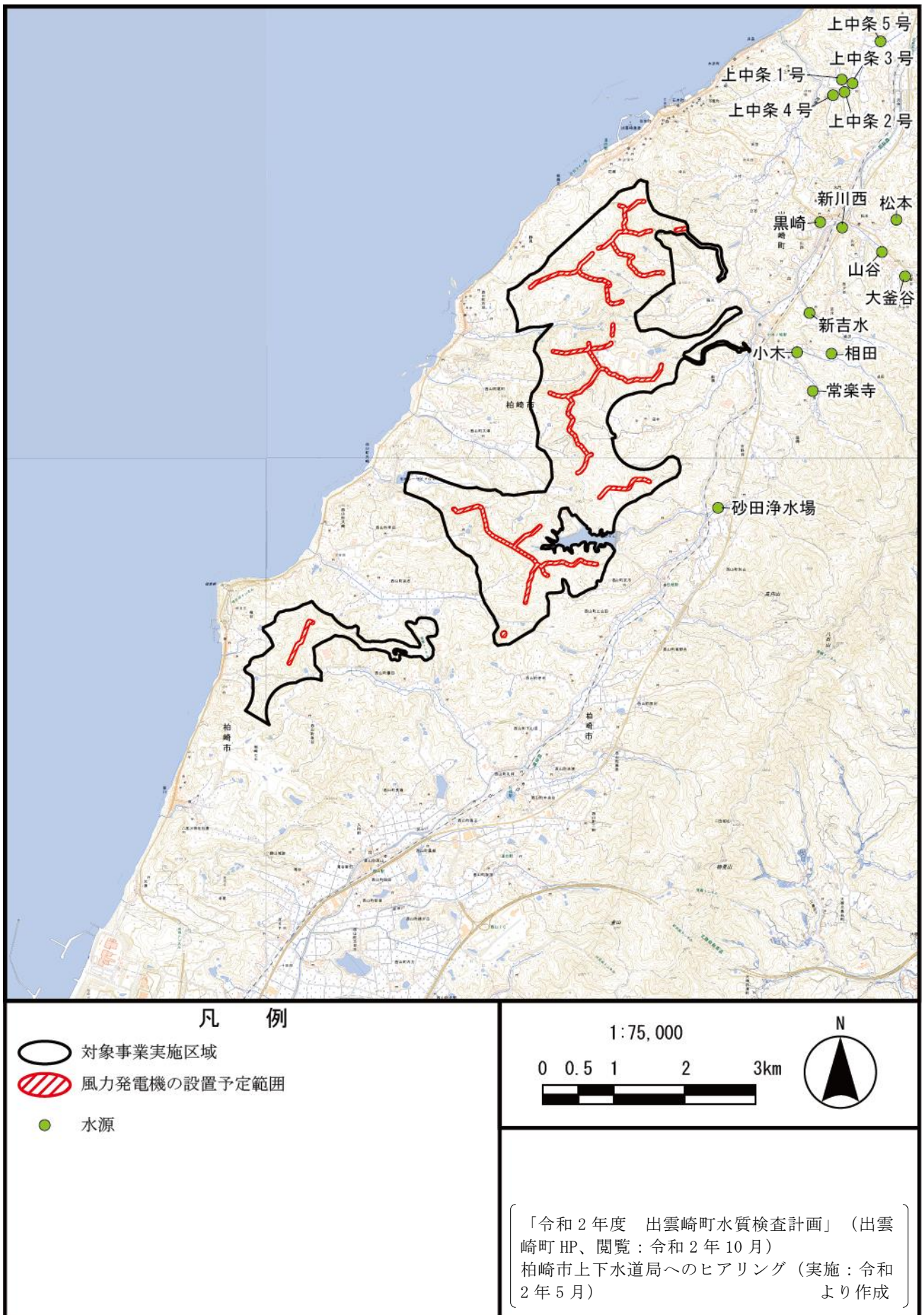


図 3.2-6 水道用水の取水地点

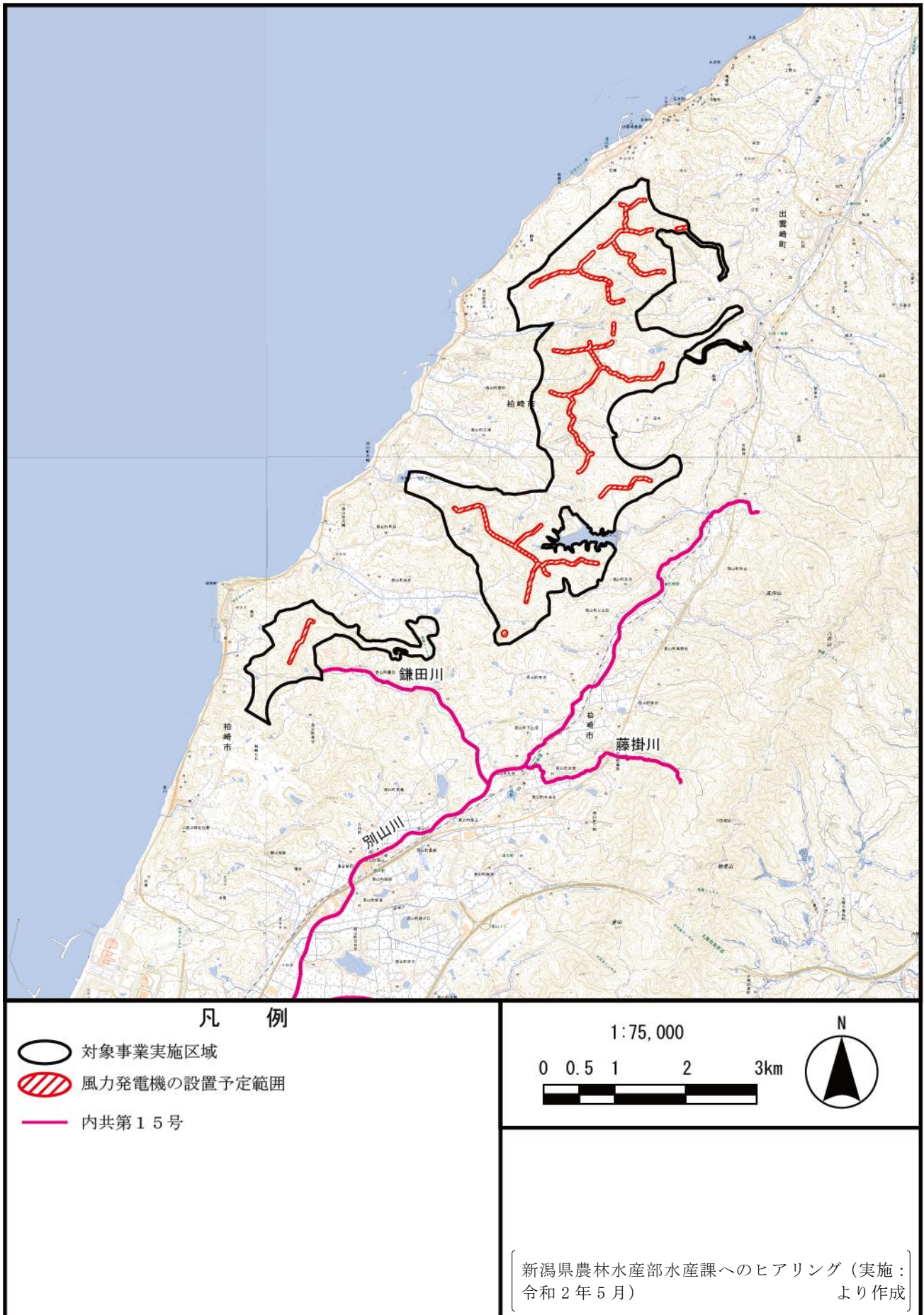


図 3.2-7 内水面漁業権の状況

2. 海域の利用状況

(1) 港湾の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲には港湾はない。

(2) 漁港の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における漁港の状況は、表 3.2-12 及び図 3.2-8 のとおりであり、出雲崎漁港、石地漁港、高浜漁港がある。

表 3.2-12 漁港の状況

漁港種類	漁港名	所在地	漁港管理者
第 2 種	出雲崎	新潟県三島郡出雲崎町	新潟県
第 1 種	石地	新潟県柏崎市西山町石地	柏崎市
第 1 種	高浜	新潟県柏崎市西山町鎌田・大字椎谷	柏崎市

注：漁港種類は以下のとおりである。

第 1 種：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第 2 種：その利用範囲が第 1 種漁港よりも広く、第 3 種漁港に属しないもの

第 3 種：その利用範囲が全国的なもの

〔「漁港一覧（令和 2 年 4 月 1 日現在）」（水産庁 HP、閲覧：令和 2 年 10 月）より作成〕

(3) 漁業区域の状況

対象事業実施区域及びその周囲の海域には、「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号、最終改正：令和元年 5 月 15 日）に基づき、表 3.2-13 及び図 3.2-9 のとおり海面漁業権が設定されている。

表 3.2-13 海面漁業権の内容

種別	免許番号	漁業種類
共同漁業権	新共第 15 号	第 1 種：貝類漁業 5 件（あわび、いがい等）、藻類漁業 6 件（えご、てんぐさ等）、その他漁業 1 件（たこ） 第 2 種：さし網漁業 7 件（くるまえび、ひらめ、かます、かれい・うしのした、きす、はたはた、かます）、小型定置漁業 4 件（かます・あじ、さけ、さより、ます）、ばいかご漁業
	新共第 16 号	第 1 種：貝類漁業 4 件（あわび、いがい等）、藻類漁業 5 件（えご、てんぐさ等）、その他漁業 2 件（たこ、えむし） 第 2 種：さし網漁業 8 件（かに、くるまえび、とびうお、きす、かます、かれい・うしのした、ひらめ、たい・めばる）、かご漁業 2 件（ばい、かに） 第 3 種：あじ・さば・いわし地びき網漁業
	新共第 38 号	第 3 種：つきいそ漁業
	新共第 39 号	第 3 種：つきいそ漁業

〔「海しる 海洋状況表示システム」（海上保安庁 HP、閲覧：令和 2 年 10 月）より作成〕

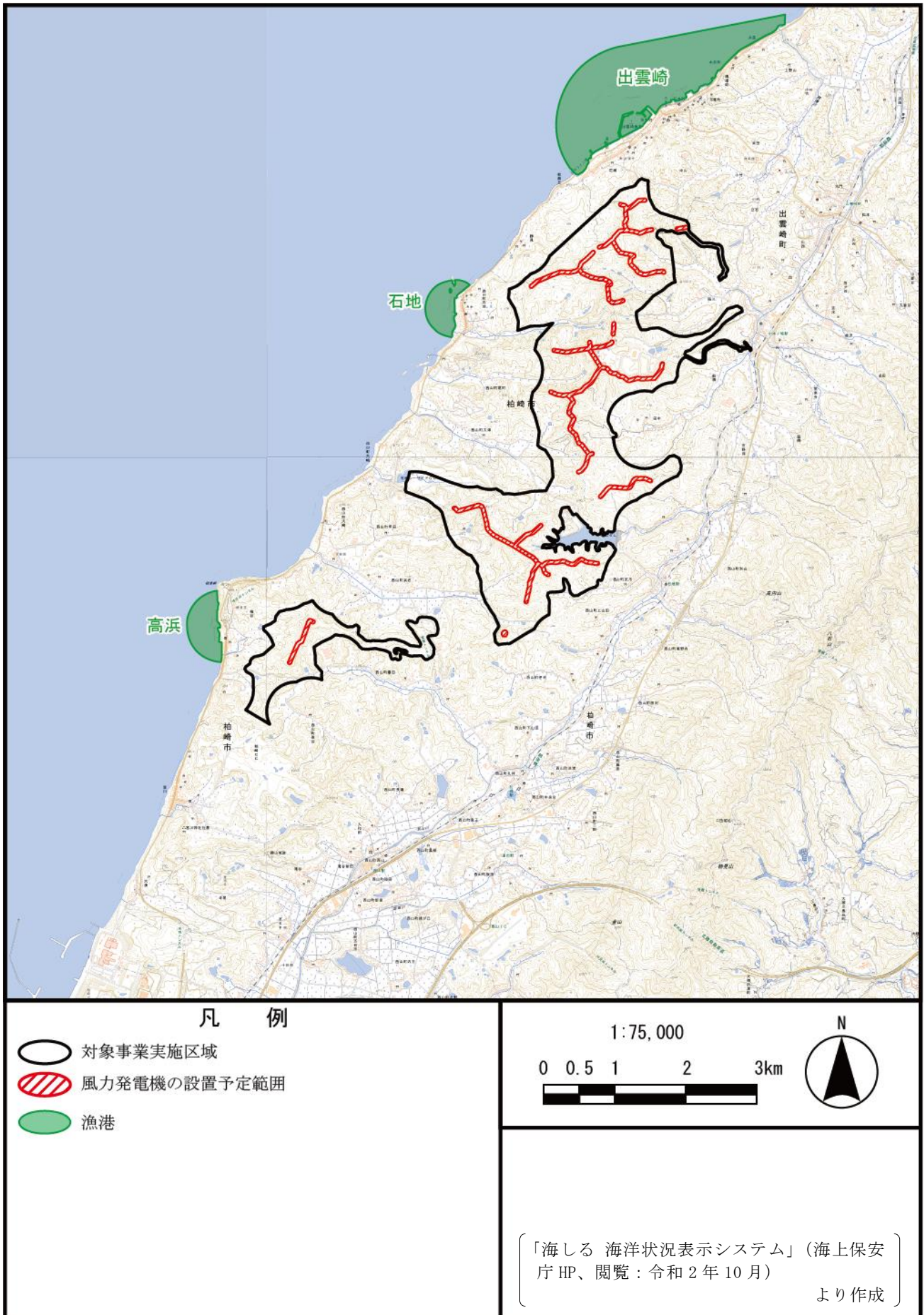


図 3.2-8 漁港の状況

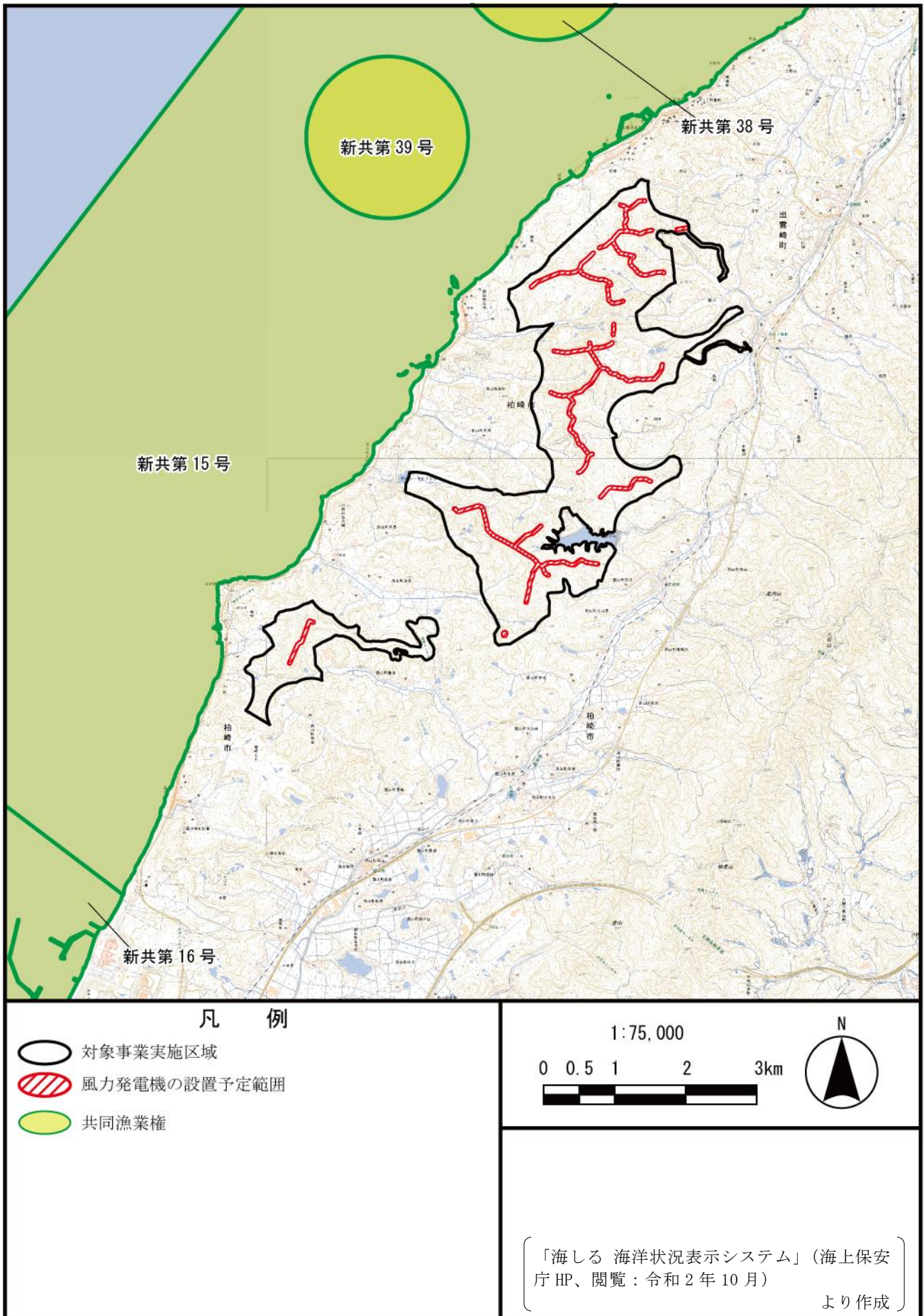


図 3.2-9 海面漁業権の状況

3. 地下水の利用状況

(1) 水道用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲における水道用水の取水状況は表 3.2-10 のとおりであり、柏崎市、出雲崎町及び刈羽村では地下水を水道用水として利用している。

対象事業実施区域及びその周囲の取水地点は図 3.2-6 のとおりである。

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は図 3.2-10 のとおりであり、北陸自動車道、一般国道 116 号、一般国道 352 号、主要地方道 23 号（柏崎高浜堀之内線）、主要地方道 48 号（長岡西山線）、一般県道 336 号（出雲崎石地線）及び一般県道 574 号（寺泊西山線）等があげられる。平成 27 年度の交通量観測結果は表 3.2-14、観測区間は図 3.2-10 のとおりである。

また、対象事業実施区域の周囲における鉄道として、JR 越後線が敷設されている。

表 3.2-14(1) 主要な道路の交通量観測結果（平成 27 年）

（単位：台）

番号	路線名	交通量観測区間		交通量 (12 時間)	交通量 (24 時間)
		起点側	終点側		
①	北陸自動車道	北陸自動車道	主要地方道 柏崎高浜堀之内線	15,440	21,926
②		主要地方道柏崎高浜堀之内線	一般国道 252 号	15,043	21,550
③	一般国道 116 号	一般国道 8 号	主要地方道長岡西山線	10,344	13,275
④		主要地方道長岡西山線	一般県道久田小島谷線	<u>6,819</u>	<u>8,728</u>
⑤	一般国道 352 号	一般国道 8 号	主要地方道 柏崎高浜堀之内線	11,384	13,797
⑥		主要地方道 柏崎高浜堀之内線	柏崎市・出雲崎町境	1,553	1,879
⑦		柏崎市・出雲崎町境	一般国道 402 号	<u>1,828</u>	<u>2,212</u>
⑧		一般国道 402 号	一般国道 403 号	2,176	2,720
⑨	一般国道 402 号	一般国道 352 号	一般県道久田小島谷線	2,357	2,852
⑩	主要地方道 23 号 (柏崎高浜堀之内線)	一般国道 352 号	一般国道 116 号	<u>641</u>	<u>769</u>
⑪		一般国道 116 号	柏崎市・長岡市境	<u>3,116</u>	<u>3,957</u>
⑫		柏崎市・長岡市境	一般国道 8 号	3,000	3,810
⑬	主要地方道 48 号 (長岡西山線)	一般国道 8 号	長岡市・柏崎市境	883	1,060
⑭		長岡市・柏崎市境	一般国道 116 号	<u>1,196</u>	<u>1,423</u>
⑮		一般国道 116 号	一般国道 352 号	907	1,079
⑯	主要地方道 73 号 (鯨波宮川線)	一般国道 116 号	主要地方道 柏崎高浜堀之内線	<u>504</u>	<u>665</u>
⑰	一般県道 148 号 (刈羽停車場線)	一般国道 352 号	一般県道黒部柏崎線	<u>170</u>	<u>224</u>
⑱	一般県道 193 号 (出雲崎柿ノ木小島谷線)	一般国道 402 号	一般県道久田小島谷線	<u>755</u>	<u>906</u>
⑲	一般県道 279 号 (椎谷礼拝停車場線)	一般国道 352 号	一般県道向山西山停車場 線	<u>726</u>	<u>871</u>
⑳	一般県道 336 号 (出雲崎石地線)	一般国道 116 号	一般国道 352 号	-	-

表 3.2-14(2) 主要な道路の交通量観測結果 (平成 27 年)

(単位：台)

番号	路線名	交通量観測区間		交通量 (12 時間)	交通量 (24 時間)
		起点側	終点側		
㉑	一般県道 369 号 (黒部柏崎線)	一般国道 116 号	一般県道荒浜中田線	<u>170</u>	<u>224</u>
㉒	一般県道 373 号 (向山西山停車場線)	一般国道 352 号	一般県道黒部柏崎線	207	273
㉓	一般県道 393 号 (礼拝長岡線)	北陸自動車道	柏崎市・刈羽村境	2,937	3,759
㉔	一般県道 574 号 (寺泊西山線)	一般国道 352 号	出雲崎町・柏崎市境	<u>2,159</u>	<u>2,699</u>
㉕		出雲崎町・柏崎市境	一般国道 116 号	1,812	2,193

注：1. 表中の番号は、図 3.2-10 中の番号に対応する。

2. 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時 または 午前 0 時～翌日午前 0 時

3. 12 時間の斜体字下線は平成 22 年度交通量と平成 22 年度及び平成 27 年度ともに交通量を観測した区間からの推計値である。

4. 24 時間の斜体字下線は推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いた推計値である。

5. 「-」は出典に記載がないことを示す。

〔「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」(国土交通省 HP、閲覧：令和 2 年 10 月)より作成〕

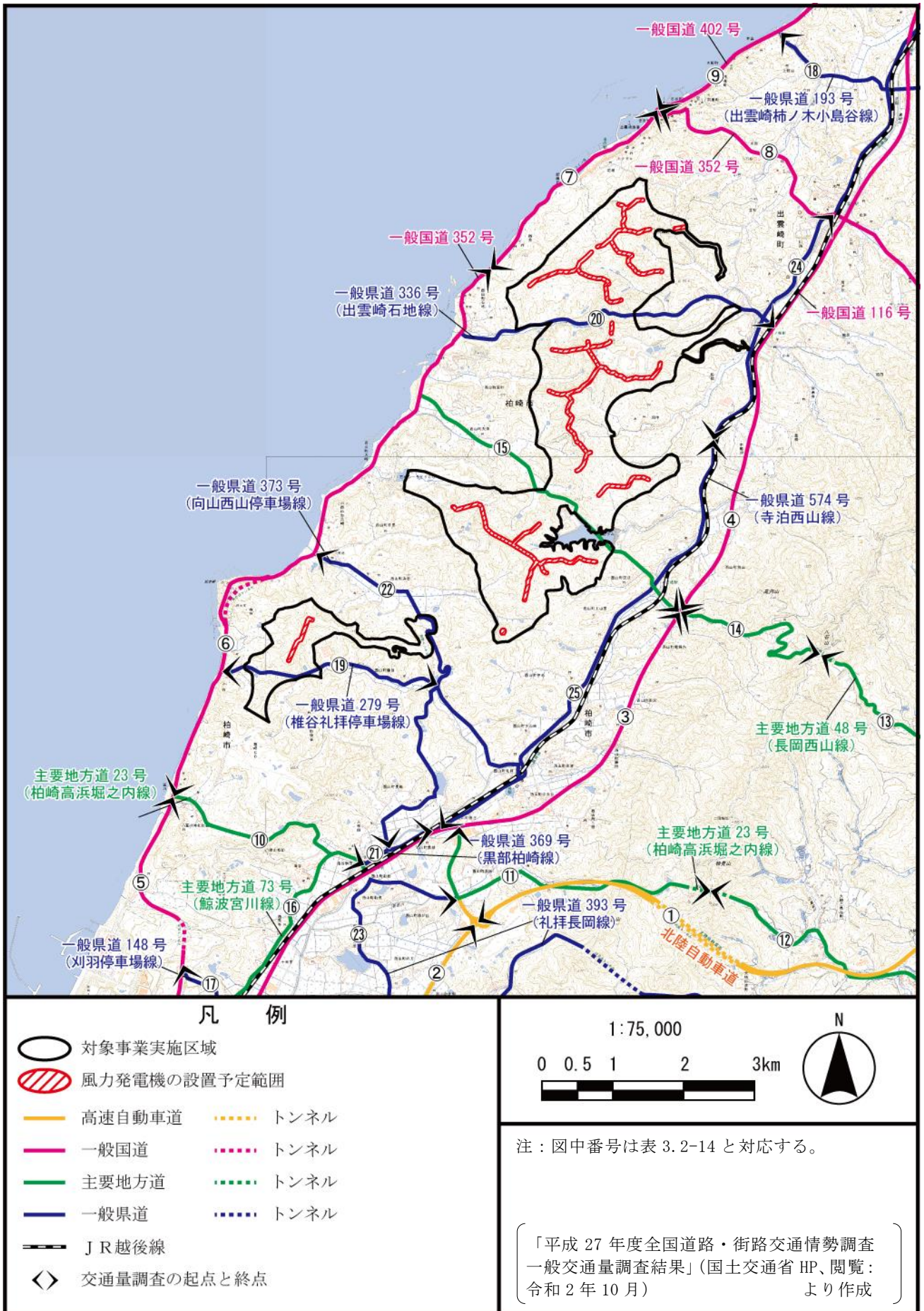


図 3.2-10 主要な道路の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。対象事業実施区域及びその周囲における配慮が特に必要な施設は、表 3.2-15 及び図 3.2-11 のとおりである。

風力発電機の設置予定範囲から最寄りの配慮が特に必要な施設は「出雲崎保育園」であり、距離は約 1.0km である。

また、住宅等の配置の概況は図 3.2-11 のとおりであり、風力発電機の設置予定範囲から最寄りの住居までの距離は約 0.5km である。

表 3.2-15 配慮が特に必要な施設

区分	No.	施設名	所在地
学校	1	柏崎市立内郷小学校	柏崎市西山町上山田 668-2
	2	柏崎市立二田小学校	柏崎市西山町長嶺 1718
	3	柏崎市立西山中学校	柏崎市西山町鬼王 179
	4	出雲崎町立出雲崎小学校	出雲崎町大字川西 12
	5	出雲崎町立出雲崎中学校	出雲崎町大字米田 745
	6	新潟県立出雲崎高等学校	出雲崎町大字大門 71
医療機関	7	医療法人社団西山ふれあいクリニック	柏崎市西山町礼拝 430-2
	8	磯部医院	出雲崎町大字住吉町 18
	9	出雲崎町診療所	出雲崎町大字川西 140
	10	佐藤医院	出雲崎町大字川西 28-8
福祉施設	11	小規模多機能ホームはやまの里	柏崎市西山町大崎 1593-1
	12	グループホームかたくりの里	柏崎市西山町別山 1589-1
	13	柏崎市西山町いきいき館	柏崎市西山町池浦 877
	14	ショートステイ愛の里にしやま	柏崎市西山町坂田 5418-1
	15	にしやまの里	柏崎市西山町鬼王 110 番地 1
	16	にしかりの里デイサービスセンター	柏崎市西山町長嶺 1726 番地 1
	17	小規模多機能居宅介護事業所てつぞうの家	出雲崎町上中条 15-2
	18	ケアハウス出雲崎グレートヒルズ	出雲崎町大字上中條字尻崎 14 甲
	19	出雲崎「子は宝」多世代交流館きらり	出雲崎町大字米田 395
	20	ふれ愛サポートセンターいずもごき	出雲崎町大字米田 16 番地
	21	出雲崎町デイサービスセンター	出雲崎町大字大門 394-1
	22	やすらぎの里	出雲崎町大字川西 660-1
	23	グループホームかめさんの家	出雲崎町大字船橋 479-2
	24	デイサービスセンター紙ふうせん	出雲崎町大字船橋 483 番地 1
	25	にしやま保育園	柏崎市西山町坂田 231-2
	26	ふたば保育園	柏崎市西山町新保 780
	27	出雲崎保育園	出雲崎町大字住吉町 551
	28	小木之城保育園	出雲崎町大字船橋 469-1

注：表中の番号は、図 3.2-11 中の番号に対応する。

「新潟県中越地区 学校一覧」（新潟県立教育センターHP、閲覧：令和 2 年 10 月）
「新潟県一般診療所名簿」（新潟県 HP、閲覧：令和 2 年 10 月）
「新潟県病院名簿」（新潟県 HP、閲覧：令和 2 年 10 月）
「令和元年度版 新潟県社会福祉施設等・法人等名簿」（新潟県 HP、閲覧：令和 2 年 10 月）
より作成

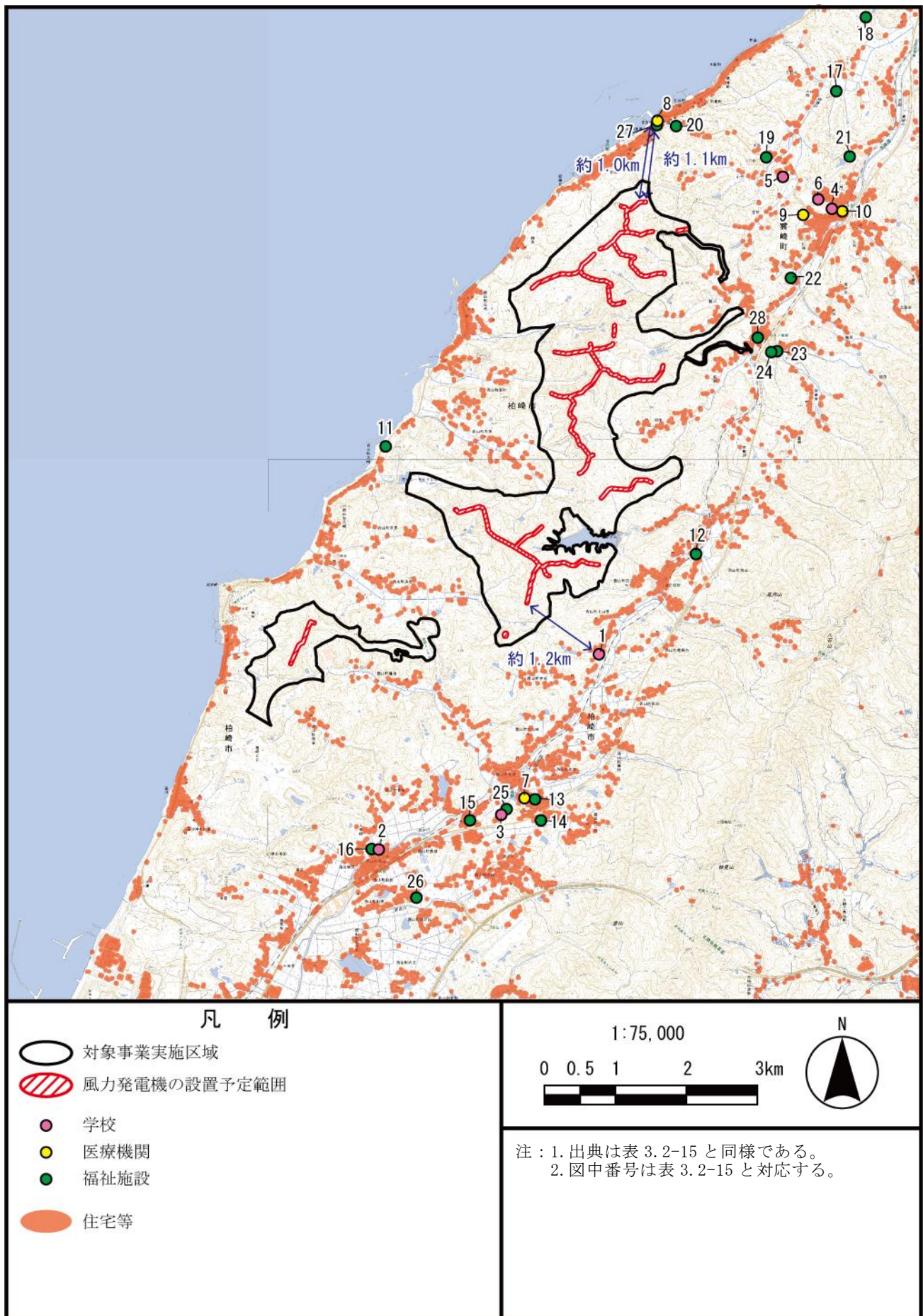


図 3.2-11 配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅等の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

対象事業実施区域及びその周囲の自治体並びに新潟県における下水道処理人口普及状況は、表 3.2-16 のとおりである。

令和元年度末の汚水処理人口普及率は、柏崎市では 98.6%、出雲崎町では 99.4%、刈羽村では 97.2%である。

表 3.2-16 汚水処理人口普及状況（令和元年度末）

（単位：％）

区分	汚水処理人口普及率	下水道	農業集落排水施設等	合併処理浄化槽
柏崎市	98.6	75.6	16.6	6.3
出雲崎町	99.4	51.5	38.8	9.0
刈羽村	97.2	—	23.8	73.4
新潟県	88.3	76.4	6.4	5.5

注：「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「新潟県の汚水処理人口普及率（令和元年度末）」（新潟県 HP、閲覧：令和 2 年 10 月）より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

対象事業実施区域及びその周囲の自治体並びに新潟県における一般廃棄物の処理状況は、表 3.2-17 のとおりである。

平成 30 年度における一般廃棄物の総排出量は、柏崎市では 28,205t、出雲崎町では 1,152t、刈羽村では 1,604t となっている。

表 3.2-17 一般廃棄物の処理状況（平成 30 年度）

区 分		柏崎市	出雲崎町	刈羽村	新潟県
ごみ総排出量	計画収集量(t)	26,398	1,117	1,579	737,588
	直接搬入量(t)	1,807	17	25	80,321
	集団回収量(t)	0	18	0	33,809
	合計(t)	28,205	1,152	1,604	851,718
ごみ処理量	直接焼却量(t)	21,757	694	1,232	613,143
	直接最終処分量(t)	0	0	0	10,352
	焼却以外の中間処理量(t)	2,655	186	370	122,291
	直接資源化量(t)	3,793	259	0	72,954
	合計(t)	28,205	1,139	1,602	818,740
中間処理後再生利用量(t)		1,614	26	302	88,520
リサイクル率(%)		19.2	26.2	18.9	22.9
最終処分量(t)		2,752	96	128	73,655

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) ×100

〔平成 30 年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果〕（環境省 HP、閲覧：令和 2 年 10 月）より作成〕

2. 産業廃棄物の状況

新潟県における産業廃棄物の状況は、表 3.2-18 のとおりである。

また、対象事業実施区域から半径 50km の範囲における産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の施設数は表 3.2-19、立地状況は図 3.2-12 のとおりであり、中間処理施設 171 か所、最終処分場 9 か所となっている。

表 3.2-18 産業廃棄物の状況（平成 30 年度）

（単位：千 t / 年）

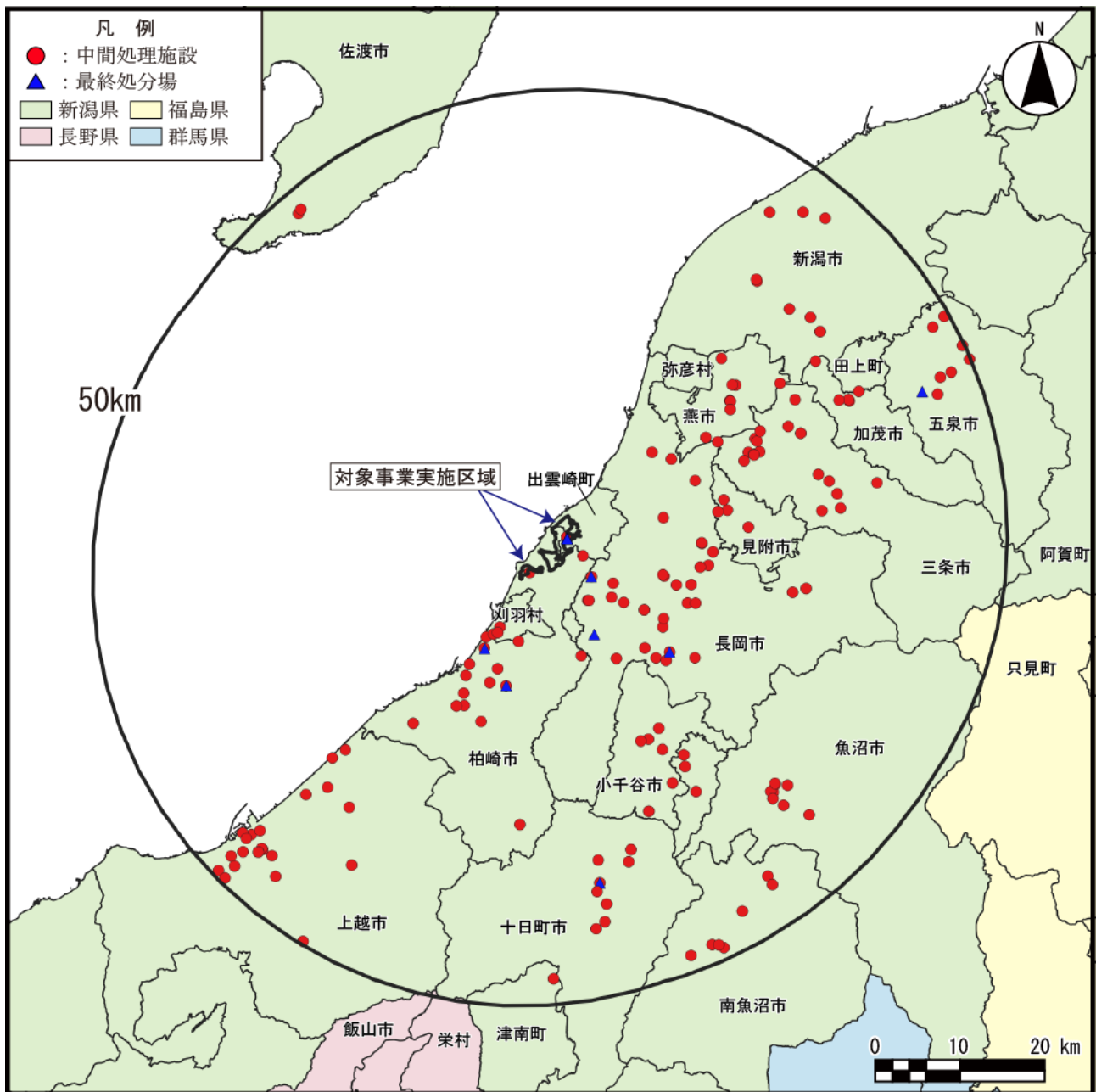
県	発生量	有償物量	排出量				
			再生利用量	減量化量	最終処分量	その他量	
新潟県	9,000	138	8,862 (100%)	3772 (42.6%)	4,923 (55.6%)	166 (1.9%)	1 (0.0%)

〔令和元年度 新潟県産業廃棄物実態調査報告書（平成 30 年度実績）〕（新潟県、令和 2 年）より作成

表 3.2-19 中間処理施設及び最終処分場の分布状況（平成 24 年度）

県	市町	中間処理施設数	最終処分場数
新潟県	新潟市	9	0
	長岡市	38	4
	三条市	20	0
	柏崎市	21	2
	小千谷市	7	0
	加茂市	5	0
	十日町市	8	1
	見附市	4	0
	燕市	9	0
	五泉市	7	1
	上越市	23	0
	佐渡市	2	0
	魚沼市	8	0
	南魚沼市	7	0
	出雲崎町	2	1
	津南町	1	0
	合計		171

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 2 年 10 月）より作成〕



〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 2 年 10 月）より作成〕

図 3.2-12 産業廃棄物処理施設の分布状況（50km 範囲）

3.2.8環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び 当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正：平成30年6月13日)に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-20(1)のとおりである。

また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表3.2-20(2)の基準がそれぞれ定められている。

表 3.2-20(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日)

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号) より作成

表 3.2-20(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

〔「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）より作成〕

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：平成30年6月13日）に基づき定められている。

柏崎市では、表3.2-21のとおり地域の類型の指定が行われているが、出雲崎町及び刈羽村では地域の類型の指定は行われていない。対象事業実施区域及びその周囲においても類型の指定は行われていない。

表 3.2-21(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：AA 類型：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A 類型：専ら住居の用に供される地域
B 類型：主として住居の用に供される地域
C 類型：相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）
「柏崎市公害防止に関する指導書」（柏崎市、平成30年）より作成〕

表 3.2-21(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）より作成〕

表 3.2-21(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（4 車線以上の区間に限る。）等を表し、「近接する空間」とは道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2 車線以下の道路 15 メートル
- ・ 2 車線を越える道路 20 メートル

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）
「柏崎市公害防止に関する指導書」（柏崎市、平成 30 年）より作成〕

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表 3.2-22 のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は表 3.2-23～表 3.2-24 のとおりであり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。なお、対象事業実施区域及びその周囲には、水域類型が指定された湖沼が存在しないため、環境基準の表を省略した。

対象事業実施区域及びその周囲における類型指定状況は図 3.2-13 のとおりであり、島崎川が河川 C 類型、弥彦・米山地先海域が海域 A 類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-25 のとおりであり、すべての地下水について定められている。

表 3.2-22 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日)より作成〕

表 3.2-23(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-23(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-24(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。						
2. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日）より作成]

表 3.2-24(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
備考			
1. 基準値は、年間平均値とする。			
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3. 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日）より作成]

表 3.2-24(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

表 3.2-24(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

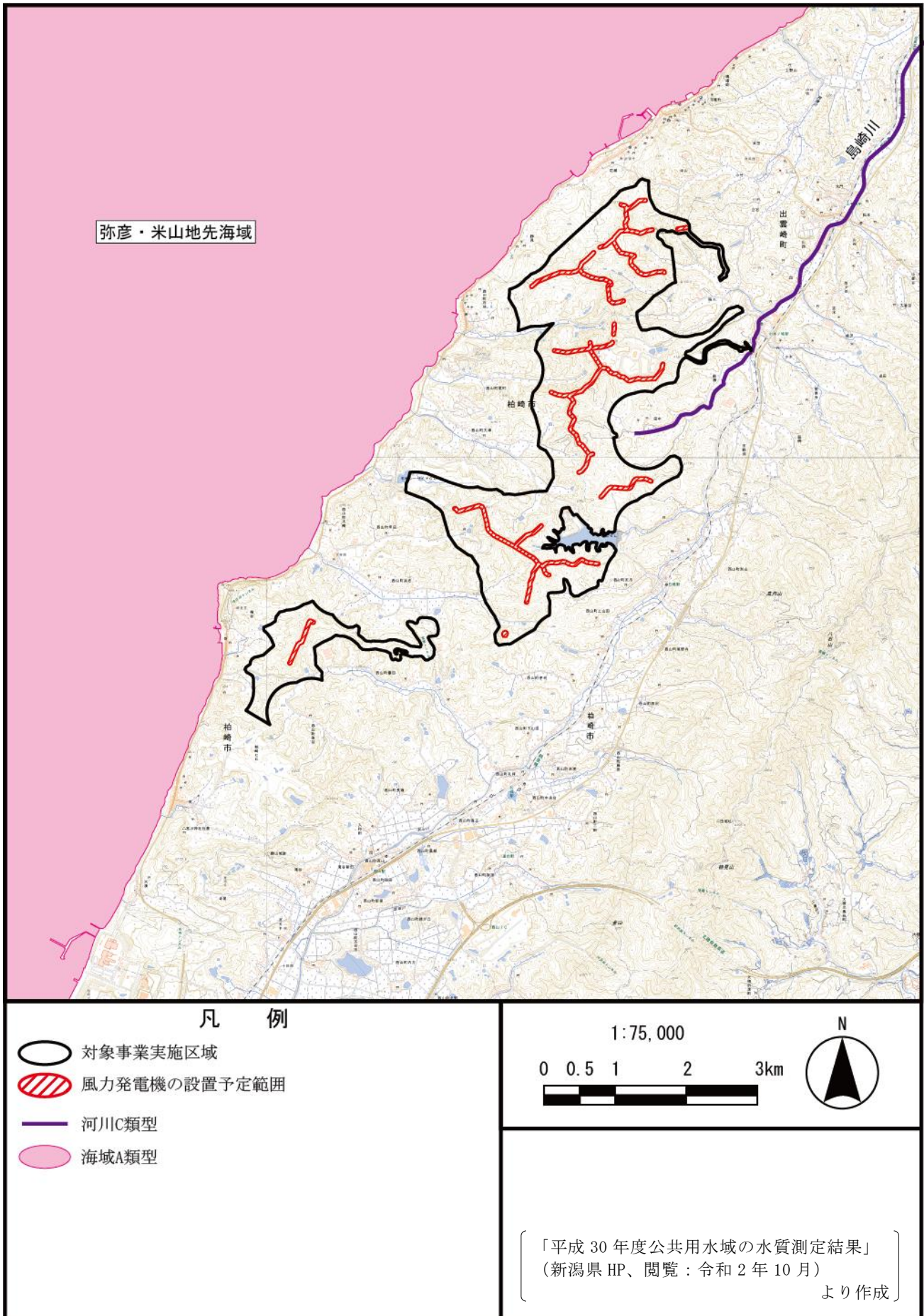


図 3.2-13 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

表 3.2-25 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日) より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正：平成30年6月13日)に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表3.2-26のとおりである。

表 3.2-26 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号、最終改正：令和2年4月2日)

より作成

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、表 3.2-27 のとおり定められている。

表 3.2-27 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

1. 基準値は 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

硫黄酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 2 年 12 月 28 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、柏崎市、出雲崎町及び刈羽村は 17.5 となっている。

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 2 年 6 月 5 日）、「新潟県生活環境の保全等に関する条例」（昭和 46 年新潟県条例第 51 号）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 騒音

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められている。

さらに新潟県では「新潟県生活環境の保全等に関する条例」（昭和 46 年新潟県条例第 51 号）が定められ、特定工場等において発生する騒音について規制基準が設けられている。

騒音に関する規制基準は表 3.2-28～表 3.2-30 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲に規制地域は存在しない。

表 3.2-28 騒音規制法に定める特定工場等から発生する騒音の規制基準（新潟県）

区域の区分	朝 (6時～8時)	昼間 (8時～18時)	夕 (18時～21時)	夜間 (21時～6時)
騒音規制法及び県条例				
第1種区域	40 デシベル以下	50 デシベル以下	40 デシベル以下	40 デシベル以下
第2種区域	50 デシベル以下	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下

区域の区分	朝 (6時～8時)	昼間 (8時～20時)	夕 (20時～22時)	夜間 (22時～6時)
騒音規制法及び県条例				
第3種区域	60 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
第4種区域	65 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下

- 注：1. 地域の指定は以下のとおり、都市計画法の用途地域を定めている。
- 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 - 第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - 第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 - 第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域
2. 第3種区域、第4種区域内で、学校、保育園、病院、患者を入院させる施設を有する診療所及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 50メートルの区域内にある工場、事業場の規制基準は、5 デシベル減じた値である。
3. 条例では、工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準は当該隣接する区域の基準値とする。
4. 規制基準値は、特定工場等の敷地境界線における値である。
- }
 「柏崎市公害防止に関する指導書」（柏崎市、平成 30 年）
 「新潟県生活環境の保全等に関する条例」（昭和 46 年新潟県条例第 51 号） より作成

表 3.2-29 特定建設作業の騒音の規制に関する基準

規制種別	基準値	作業禁止時間	1日当たりの作業時間	連続作業時間	作業禁止日
第1号区域	85 デシベル（敷地境界線）	19:00～7:00	10 時間以内	連続 6 日以内	日曜日 その他の休日
第2号区域		22:00～6:00	14 時間以内		

- 注：1. 基準値は、作業の場所の敷地境界線における値である。
2. 基準値を超えている場合、1日の作業時間を4時間まで短縮できる。
3. 第1号区域とは、騒音規制法で指定する第1～3種区域及び第4種区域のうち、学校病院等の敷地の周囲概ね80mの区域をいう。第2号区域は、指定地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。
- }
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）
 「柏崎市公害防止に関する指導書」（柏崎市、平成 30 年）
 「新潟県生活環境の保全等に関する条例」（昭和 46 年新潟県条例第 51 号） より作成

表 3.2-30 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間区分	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注：1. a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- ①a 区域：専ら住居の用に供される区域
- ②b 区域：主として住居の用に供される区域
- ③c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

2. 2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲の場合は、騒音に係る環境基準にいう「幹線交通を担う道路に近接する空間」となり、昼間は 75、夜間は 70 デシベルを限度とする。

〔「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日)
「柏崎市公害防止に関する指導書」(柏崎市、平成 30 年) より作成〕

③ 振 動

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。

振動に関する規制基準は表 3.2-31～表 3.2-33 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲に規制地域は存在しない。

表 3.2-31 特定工場等において発生する振動の規制基準 (新潟県)

区域の区分		昼間 (8 時~19 時)	夜間 (19 時~8 時)
振動規制法	県条例		
第 1 種区域	第 1 種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
	第 2 種区域		
区域の区分		昼間 (8 時~20 時)	夜間 (20 時~8 時)
振動規制法	県条例		
第 2 種区域	第 3 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
	第 4 種区域		

注：1. 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ以下に掲げる区域をいう。ただし、必要があると認める場合は、それぞれの区域を更に二区分することができる。

第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 3 種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第 4 種区域：主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

2. 第 3 種区域、第 4 種区域内で、学校、保育園、病院、患者を入院させる施設を有する診療所及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 50 メートルの区域内にある工場、事業場の規制基準は、5 デシベル減じた値である。

3. 規制基準の振動の大きさは、敷地境界線上での値である。

4. () 内は時間の区分を示す。

〔「柏崎市公害防止に関する指導書」(柏崎市、平成 30 年)
「新潟県生活環境の保全等に関する条例」(昭和 46 年新潟県条例第 51 号) より作成〕

表 3.2-32 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準（新潟県）

規制種別	基準値	作業禁止時間	1日当たりの作業時間	作業期間	作業禁止日
第1号区域	75 デシベル (敷地境界線)	19:00～7:00	10 時間以内	連続 6 日以内	日曜日 その他の休日
第2号区域		22:00～6:00	14 時間以内		

- 注：1. 基準値は、作業の場所の敷地境界線における値である。
 2. 基準値を超えている場合、1日の作業時間を4時間まで短縮できる。
 3. 第1号区域とは、騒音規制法で指定する第1～3種区域及び第4種区域のうち、学校病院等の敷地の周囲概ね80mの区域をいう。第2号区域は、指定地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。
- 「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、最終改正：令和2年12月28日）
 「柏崎市公害防止に関する指導書」（柏崎市、平成30年）
 「新潟県生活環境の保全等に関する条例」（昭和46年新潟県条例第51号）より作成

表 3.2-33 道路交通振動の要請限度（新潟県）

時間の区分 区域の区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
	第1種区域	65 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

- 注：第Ⅰ・Ⅱ種区域とは、次にあげる都道府県知事が定めた区域をいう。
- ① 第Ⅰ種区域：良好な生活環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - ② 第Ⅱ種区域：住居の用併せて商業、工業等の用に供される区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供される区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動を防止する必要がある区域
 [「柏崎市公害防止に関する指導書」（柏崎市、平成30年）より作成]

④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号、最終改正：平成29年6月2日）に基づき全国一律の排水基準（有害物質28物質、その他の項目15項目）が表3.2-34のとおり定められている。

新潟県においては、「新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和46年新潟県条例第46号）により、県が定める適用区域に対し、水域ごとにより厳しい排水基準（上乘せ基準）が設定されている。対象事業実施区域及びその周囲では、表3.2-35のとおり、「信濃川水域」において上乘せ排水基準が定められている。

なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2-34(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
<p>1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>	

注：(※) アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
 [「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日）より作成]

表 3.2-34(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼*、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域*及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>※ 「環境大臣が定める湖沼」 昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」 平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）</p>

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日）より作成〕

表 3.2-35 新潟県における排水基準（上乘せ基準）

下水道区分	業種等	許容限度 (mg/L)				
		BOD	SS	フェノール類含有量	銅含有量	
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	鋳業又は水洗炭業、化学繊維製造業、新聞業、出版業、印刷業又は製版業、木材薬品処理業、化学肥料製造業、水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリ製造業、無機顔料製造業、無機化学工業製品カーバイト法アセチレン誘導品製造業、メタン誘導品製造業、有機顔料又は合成染料製造業、合成樹脂製造業、合成ゴム製造業、有機ゴム薬品製造業、合成洗剤製造業、石けん製造業製造業、硬化油製造業、脂肪酸製造業、香料製造業、写真感光材料製造業、天然樹脂製品製造業、ゼラチン又はにかわの製造業、有機化学工業、医薬品製造業、石油化学工業、火薬製造業、農薬製造業、政令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業、石油精製業（潤滑油再生業を含む。）、自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業、医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業、皮革製造業、ガラス又はガラス製品の製造、セメント製品製造業、生コンクリート製造業、有機質砂かべ材製造業、人造黒鉛電極製造業、窯業原料の精製業、砕石業、砂利採取業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業、ガス供給業又はコークス製造業、水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設、酸又はアルカリによる表面処理施設、電気めっき施設、エチレンオキサイド又は一・四・ジオキサンの混合施設、写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設、と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設、中央卸売市場に設置される設備	60 (50)	90 (70)	1	2	
	畜産農業又はサービス業	100 (80)	100 (80)	1	2	
	畜産食料品製造業の用に供する施設、食料品製造業、空きびん卸売業、旅館業、共同調理場に設置されているちゅう房施設、弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設、飲食店に設置されるちゅう房施設、そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店に設置されるちゅう房施設、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設、洗たく業の用に供する洗浄施設、地方卸売市場に設置される施設、廃油処理施設、自動車分解整備事業、自動式車両洗浄施設、科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で水質汚濁防止法施行規則に規定するものに設置されるそれらの業務、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設及び蒸留施設、	90 (70)	80 (60)	1	2	
	紡績業又は繊維製品の製造業	染色整理業に係る施設を除く	60 (50)	90 (70)	1	2
		染色整理業に係る施設に限る	100 (80)	80 (60)	1	2
	洗毛業		100 (80)	80 (60)	1	2
	一般製材業又は木材チップ、合板、パーティクルボード製造業		90 (70)	120 (100)	1	2
	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	1日当たりの平均的な排水の量が20,000立方メートル以上のもの	40 (30)	60 (40)	1	2
		1日当たりの平均的な排水の量が20,000立方メートル未満のもの	90 (70)	120 (100)	1	2
	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設、一般廃棄物処理施設である焼却施設、産業廃棄物処理施設		80 (60)	100 (80)	1	2
	し尿処理施設	し尿浄化槽に限る	40 (30)	90 (70)	1	2
		し尿浄化槽を除く	30 (20)	90 (70)	1	2
	下水道終末処理施設		25 (20)	90 (70)	1	2

注：（）内の数値は日間平均値を示す。

〔「信濃川水域（新川水系を含む）の排水基準」（新潟県HP、閲覧：令和2年10月）
 〔「新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和46年新潟県条例第46号）より作成〕

⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号、最終改正：平成23年8月30日）第3条及び第4条に基づき都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、定めるものとなっている。

新潟県では、悪臭物質の濃度を感覚的強度に変換した臭気指数による規制方式を採用しており、悪臭の規制基準は表3.2-36及び表3.2-37のとおりであり、悪臭の規制地域は図3.2-14のとおりである。

表 3.2-36 悪臭に係る規制基準（敷地境界線の地表における許容限度）

区域の区分	臭気指数
第1種区域	10
第2種区域	12
第3種区域	13

「規制基準」（柏崎市HP、閲覧：令和2年10月）

「悪臭防止法の規制基準および規制地域」（新潟県HP、閲覧：令和2年10月）より作成

表 3.2-37 排出水の規制基準

区域の区分	臭気指数
第1種区域	26
第2種区域	28
第3種区域	29

「規制基準」（柏崎市HP、閲覧：令和2年10月）

「悪臭防止法の規制基準および規制地域」（新潟県HP、閲覧：令和2年10月）より作成

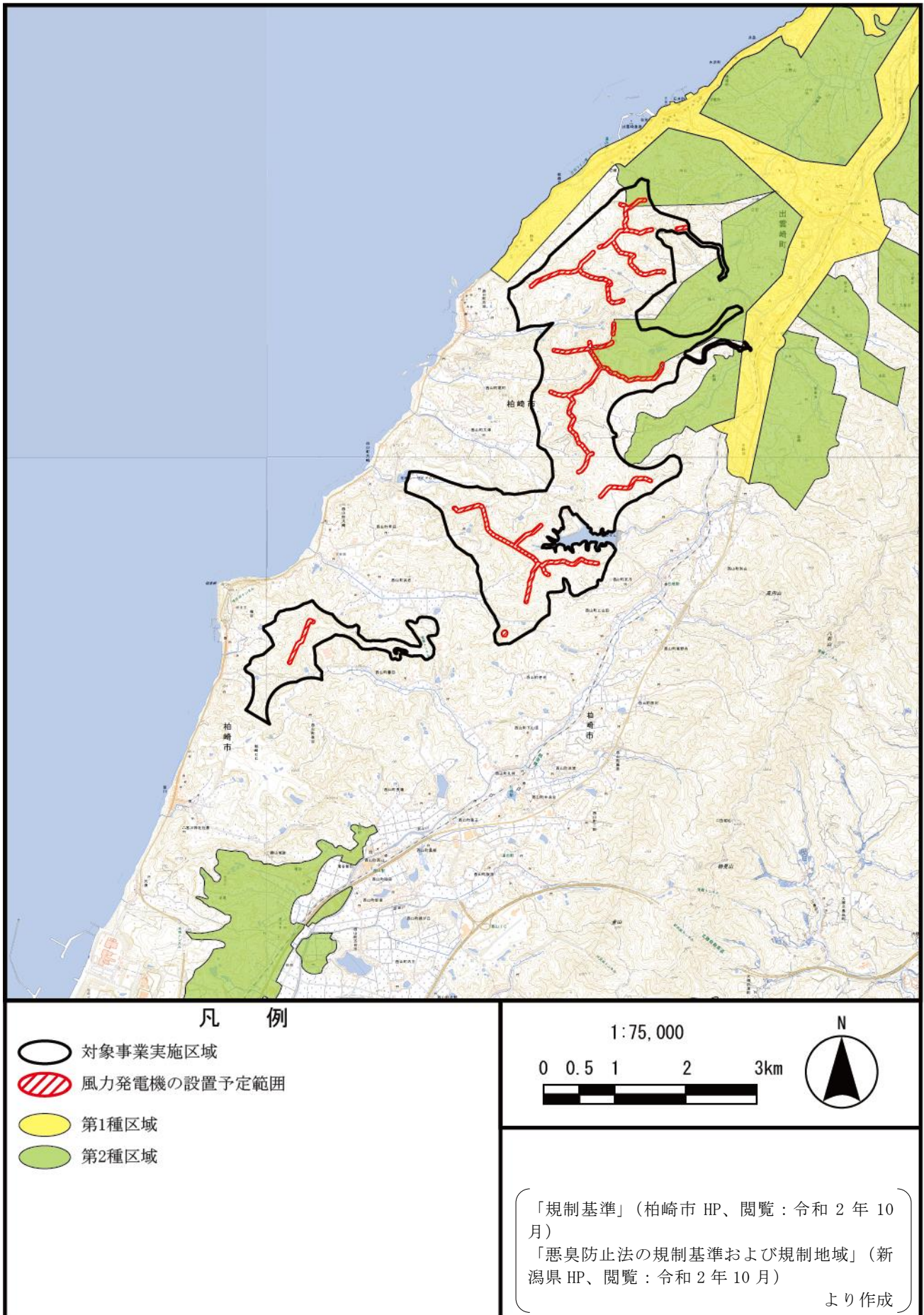


図 3.2-14 悪臭の規制地域

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく区域の指定に係る基準は表 3.2-38 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲では、要措置区域、形質変更時要届出区域のいずれも指定はない。

また、対象事業実施区域及びその周囲において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-38(1) 区域の指定に係る規制基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 2 年 12 月 28 日）より作成

表 3.2-38(2) 区域の指定に係る規制基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 2 年 12 月 28 日）より作成〕

⑦ 地盤沈下

地盤沈下の規制に関しては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日）に基づき、規制地域が指定されているが、対象事業実施区域及びその周囲には「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づく規制地域の指定はない。

なお、柏崎市では、消雪用地下水の過剰揚水等に起因する地盤沈下に対処するため、平成 6 年 11 月に「柏崎市地盤沈下防止対策基本指針」を策定している。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む。）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 2 年 6 月 12 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

なお、本事業は上記の報告を必要とする事業には該当しない。

(3) その他の環境保全計画等

① 新潟県環境基本計画

「新潟県環境基本条例」（平成 7 年新潟県条例第 40 号）の「環境の保全についての基本理念」を実現するため、平成 9 年に新潟県環境基本計画が初めて策定された。

経済社会情勢の変化や環境の課題等に対応し、地球温暖化対策をはじめとした環境保全対策等を推進する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、新たな新潟県環境基本計画（以下、本計画とする。）を策定した。本計画の計画期間は 2017～2028 年度の 12 年間であり、3 つの基本目標を表 3.2-39 のとおり設定し、施策の展開をしている。

表 3.2-39 施策の体系

基本目標	計画のポイント
人と自然が共生する暮らし	人とトキが共生する自然環境
	野生鳥獣の管理（捕獲）の強化
	「新潟県の名水」の保全と情報発信
安全で快適な環境	PM2.5 の注意喚起、環境情報の提供
	地球温暖化対策の推進
資源を大切にす循環型の地域社会	3R 推進に向けた啓発・県民運動の推進
	公共関与による広域最終処分場の整備の推進
	不法投棄の未然防止の充実・強化

〔新潟県環境基本計画 2017-2028〕（新潟県、平成 29 年）より作成

② 柏崎市環境基本計画第 3 次計画

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を同時に実現し、健全で恵み豊かな環境を将来世代に継承していくため、環境問題に対する情勢変化や前計画からの継続性を考慮しつつ、「柏崎市環境基本計画第 3 次計画」（柏崎市、平成 31 年）を策定した。

20～30 年後を展望した柏崎市の理想の姿を表した望ましい地域像を「自然と人の営みとの調和一現実を見つめ、理想を求める柏崎—」とし、実現するために 3 つの基本目標を定めた、本計画の基本方針は表 3.2-40 のとおりである。

表 3.2-40 柏崎市環境基本計画第 3 次計画の基本方針

基本理念	望ましい地域像	基本目標
健全で恵み豊かな環境を保全し 良好な状態で将来世代に継承する	自然と人の営みとの調和 —現実を見つめ、理想を求める柏崎—	地球温暖化対策の推進
		資源の有効活用
		美しい自然と生活環境の維持保全

〔柏崎市環境基本計画第 3 次計画〕（柏崎市、平成 31 年）より作成

③ 第5次出雲崎町総合計画 後期基本計画

「第5次出雲崎町総合計画 後期基本計画」（出雲崎町、平成28年）は、「恵まれた自然と歴史のなかで安全安心に暮らせる町づくり」を基本理念とし、表3.2-41のとおり5つの基本方針を定め、策定された。計画期間は2016～2020年度の5年間である。

表3.2-41 基本理念及び基本方針

基本理念	基本方針
恵まれた自然と歴史のなかで安全安心に暮らせる町づくり	健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり
	安全で快適な美しい環境のまちづくり
	活気・活力に満ちた産業のまちづくり
	夢・感性あふれる教育と歴史文化香るまちづくり
	町民と協働で築くまちづくり

〔「第5次出雲崎町総合計画 後期基本計画」（出雲崎町、平成28年）より作成〕

④ 第2次刈羽村環境基本計画

「刈羽村環境基本条例」（刈羽村、平成17年）に基づき、「刈羽村環境基本計画」（刈羽村、平成18年）が策定された。その後、平成22年度に実施した達成状況の点検・評価結果を踏まえ、「自然と共生の豊かな社会の形成」を重点目標として掲げた「第2次刈羽村環境基本計画」（刈羽村、平成28年）が策定された。計画期間は2016～2025年度の10年間である。

本計画の体系は表3.2-42のとおりであり、望ましい環境像の実現に向けて4つの基本目標を定めている。

表3.2-42 第2次刈羽村環境基本計画の体系

望ましい環境像	基本目標	
人と自然が共生する こちよ刈羽村	1. 共生	自然と共生の豊かな社会の形成
	2. 循環	環境への負荷の少ない循環社会の形成
	3. 配慮	環境に配慮した「こちよ」快適環境の形成
	4. 参加・協力	環境保全に取り組む社会の形成

〔「第2次刈羽村環境基本計画」（刈羽村、平成28年）より作成〕

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日) 及び「新潟県立自然公園条例」(昭和 43 年新潟県条例第 28 号) に基づく自然公園(国立公園、国定公園及び県立自然公園)の指定地域はない。

② 自然環境保全法の規定により指定された保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 31 年 4 月 26 日) 及び「新潟県自然環境保全条例」(昭和 48 年新潟県条例第 34 号) に基づく自然環境保全地域の指定地域はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成 4 年条約第 7 号) の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に基づく文化遺産及び自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日) の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等

対象事業実施区域及びその周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日) に基づいて鳥獣保護区に指定された区域があり、その指定の状況は表 3.2-43 及び図 3.2-15 のとおりである。

表 3.2-43 鳥獣保護区指定状況

名称	区分	面積 (ha)	期限
長嶺大池	集団渡来地	214	令和 22 年 10 月 31 日

〔新潟県鳥獣保護区等位置図(令和 2 年度)〕(新潟県、令和 2 年)より作成

⑥ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日) の規定により指定された湿地の区域はない。

⑦ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日) により指定された生息地等保護区はない。

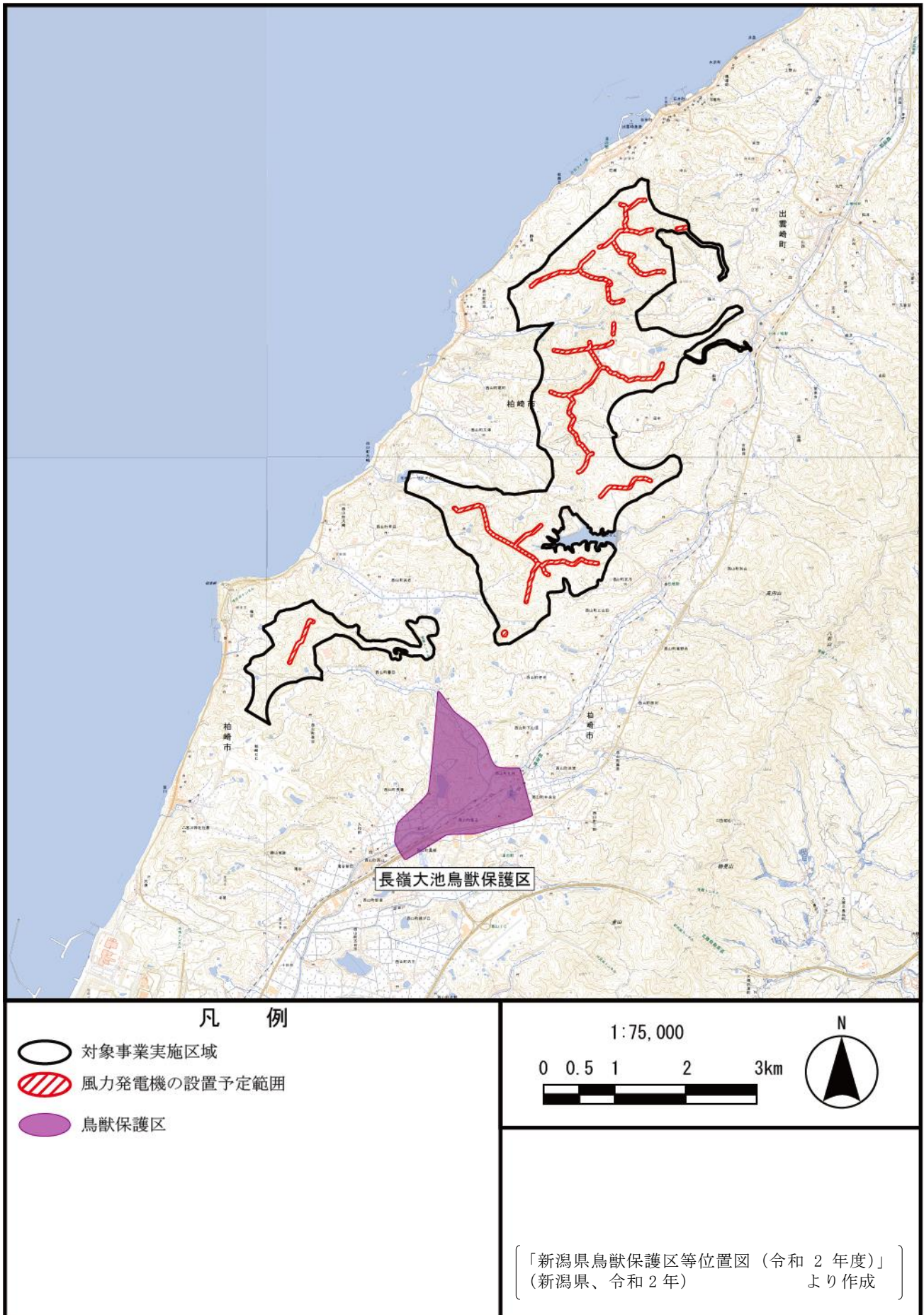


図 3.2-15 鳥獣保護区の状況

(2) 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日)等に基づく史跡・天然記念物の状況は、表 3.2-44 及び図 3.2-16 のとおりである。

また、「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 3.2-45 及び図 3.2-17 のとおりであり、対象事業実施区域に埋蔵文化財包蔵地が存在している。

表 3.2-44 史跡・天然記念物の状況

番号	指定区分	種別	名称	所在地
—	国	特別天然記念物	トキ	佐渡市、長岡市
—			ライチョウ	新潟県
—		天然記念物	蜀鶏、イヌワシ、オジロワシ、ヒシクイ、マガン	新潟県
1	新潟県	史跡	椎谷陣屋跡	柏崎市大字椎谷字打越
2			尼瀬油田機械掘第 1 号井跡	出雲崎町大字尼瀬 字町裏 6 の 3
3			良寛生誕地(橘屋跡)	出雲崎町大字石井町
4		天然記念物	御島石部神社シイ樹叢	柏崎市西山町石地
5			宮川神社社叢	柏崎市大字宮川 4027
6	柏崎市	史跡	椎谷観音堂	柏崎市椎谷
7			頓入沙弥入定窟石段及び鉄鉢	柏崎市椎谷
8			明治天皇行在所・明治天皇駐蹕碑・長屋門	柏崎市西山町石地
9			大崎城跡	柏崎市西山町大崎
10			高内城跡	柏崎市西山町別山
11			鎌田城跡	柏崎市西山町鎌田
12			二田城跡	柏崎市西山町二田
13			高塩遺跡	柏崎市西山町石地
14			多岐の脇遺跡	柏崎市西山町砂田
15			砂田遺跡	柏崎市西山町立村
16			坂田遺跡	柏崎市西山町坂田
17			野崎遺跡	柏崎市西山町五口市
18			天然記念物	椎谷観音大櫓
19		タブの木		柏崎市西山町後谷
20	出雲崎町	史跡	出雲崎代官所獄門跡	出雲崎町尼瀬
21			俳諧伝灯塚	出雲崎町尼瀬
22			考婦ゆりの碑	出雲崎町尼瀬
23			天河句碑(銀河の序)	出雲崎町住吉町
24		天然記念物	三島神社の大杉	出雲崎町船橋
25			ユキバタツバキの生育地	出雲崎町中山
26			延命寺のおんこう	出雲崎町別ヶ谷
27	刈羽村	史跡	勝山城址	刈羽村滝谷

注：1. 所在地が全国におよぶものを除く。

2. 表中番号は図 3.2-16 中の番号に対応する。

「ラ・ラ・ネット」(新潟県生涯学習情報提供システム HP、閲覧：令和 2 年 10 月)
「新潟県の文化財一覧(平成 31 年 4 月 1 日現在)」(新潟県 HP、閲覧：令和 2 年 10 月)
より作成

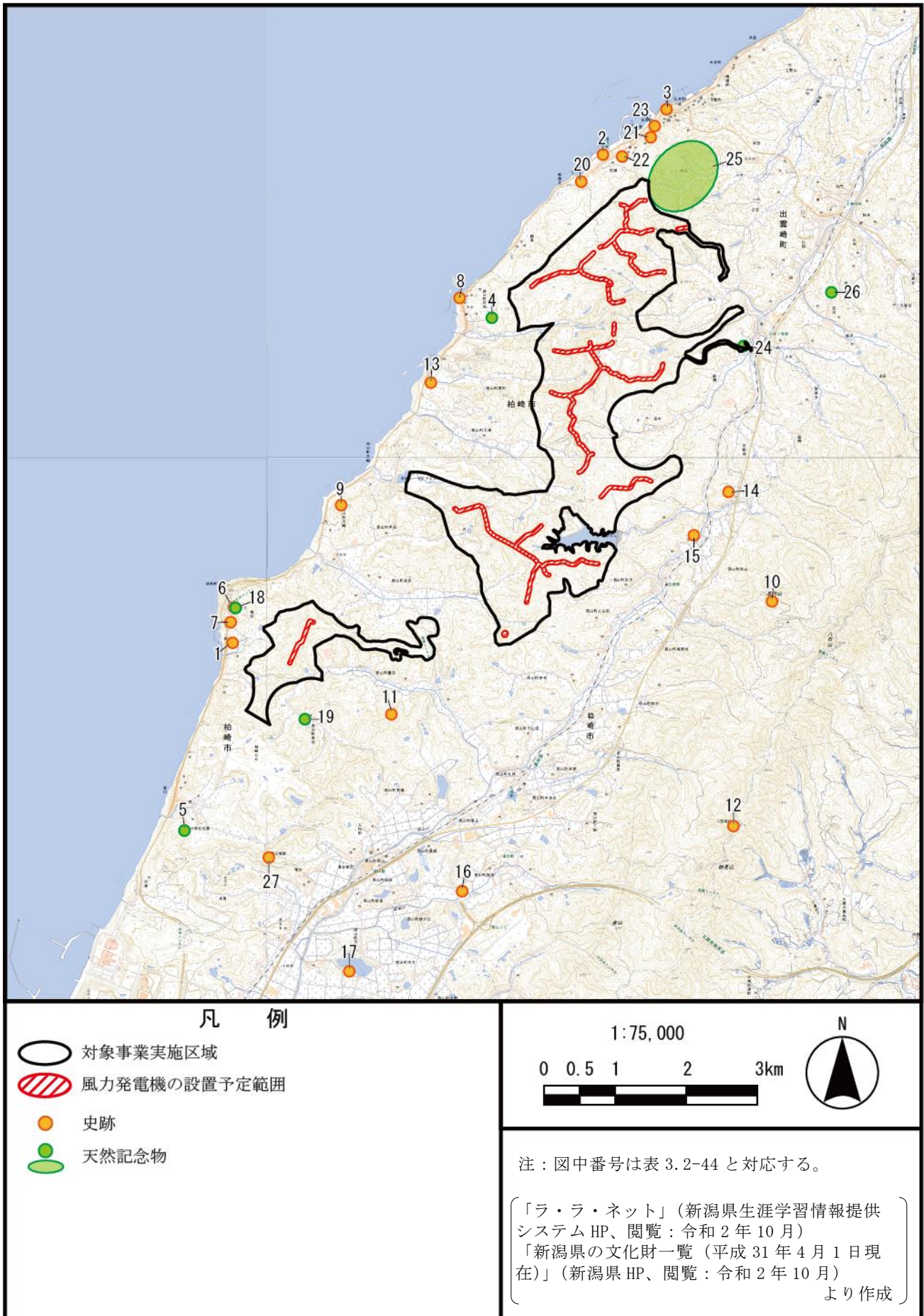


図 3.2-16 史跡・天然記念物の状況

表 3. 2-45(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

番号	遺跡名	所在地	種別	時代
1	向山	柏崎市宮川字向山	遺物包含地	縄文
2	椎谷陣屋跡	柏崎市椎谷字打越	陣屋跡	江戸
3	鎌倉塚1号塚、鎌倉塚2号塚	柏崎市椎谷字鎌倉塚田	塚	鎌倉
4	朱印塚1号塚、朱印塚2号塚	柏崎市椎谷字堂山	塚	不明
5	ノロシ台塚	柏崎市椎谷字堂山(椎谷観音堂裏)	塚	不明
6	角城(椎谷城)跡	柏崎市椎谷字角城	城館跡	不明
7	志時田	柏崎市宮川字志時田	遺物包含地	縄文
8	机立	柏崎市椎谷字机立	遺物包含地	不明
9	鎌倉塚田	柏崎市椎谷字鎌倉塚田・角城	遺物包含地	不明
10	角城	柏崎市椎谷字角城	遺物包含地	不明
11	宮田ヶ八	柏崎市宮川字宮田ヶ八	遺物包含地	不明
12	片尻	柏崎市宮川字片尻	遺物包含地	不明
13	水上の百塚	柏崎市水上字前林・若宮	塚	中世
14	多岐ノ脇	柏崎市西山町別山字砂田・北の入	遺物包含地	縄文
15	長磯(二位殿)	柏崎市西山町大崎字向山	遺物包含地	縄文
16	大崎城跡	柏崎市西山町大崎字坂山下	城館跡	戦国
17	別山塚	柏崎市西山町別山字尾頃部	塚	不明
18	砂田	柏崎市西山町別山字立村・字後谷	遺物包含地	縄文・平安
19	二位殿B	柏崎市西山町浜忠字二位殿	遺物包含地	縄文
20	養福地	柏崎市西山町別山字養福地・内越	遺物包含地	平安
21	山城の塚群1号塚～山城の塚群6号塚	柏崎市西山町大崎字山城	塚	不明
22	井の町の塚群1号塚、井の町の塚群2号塚	柏崎市西山町浜忠字井の町	塚	不明
23	井の町須藤家の塚	柏崎市西山町浜忠字井の町	塚	不明
24	鎌倉田の百塚1号塚～鎌倉田の百塚24号塚	柏崎市西山町鎌倉田字西ヶ崎・長表	塚	不明
25	多岐ノ脇の塚群1号塚～多岐ノ脇の塚群6号塚	柏崎市西山町別山字多岐ノ脇	塚	不明
26	別山後谷の塚	柏崎市西山町後谷字後谷	塚	不明
27	山寺の塚	柏崎市西山町別山字山寺他	塚	不明
28	灰爪の塚群1号塚～灰爪の塚群4号塚	柏崎市西山町灰爪字向平安	塚	不明
29	石上の塚	柏崎市西山町大崎字石上	塚	不明
30	井ノ町	柏崎市西山町浜忠字井ノ町	遺物包含地	平安
31	宝童寺A	柏崎市西山町別山字宝童寺	生産遺跡	不明
32	宝童寺B	柏崎市西山町別山字宝童寺	生産遺跡	不明
33	宝童寺C	柏崎市西山町別山字宝童寺	生産遺跡	不明
34	宝童寺D	柏崎市西山町別山字宝童寺	生産遺跡	中世
35	榎山A	柏崎市宮川字榎山	遺物包含地	縄文
36	榎山B	柏崎市宮川字榎山	遺物包含地	古代
37	清水尻	柏崎市西山町別山字清水尻	集落跡	古墳
38	伊毛大新田	柏崎市西山町伊毛字大新田	遺物包含地	平安
39	内田	柏崎市西山町伊毛字内田	集落跡	古代(平安)
40	灰爪向平安	柏崎市西山町灰爪字向平安	その他の墓	中世・近世・近代
41	長嶺川田北	柏崎市西山町長嶺字川田	集落跡	古代(平安)
42	鎌倉田城跡	柏崎市西山町鎌倉田字西ヶ崎	城館跡	室町～戦国
43	勝山城跡	柏崎市宮川字池ノ下	城館跡	不明
44	大津	柏崎市西山町大津字横道	遺物包含地	縄文・平安
45	後谷木落の製鉄跡	柏崎市西山町後谷字木落	製鉄跡	不明

表 3. 2-45 (2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

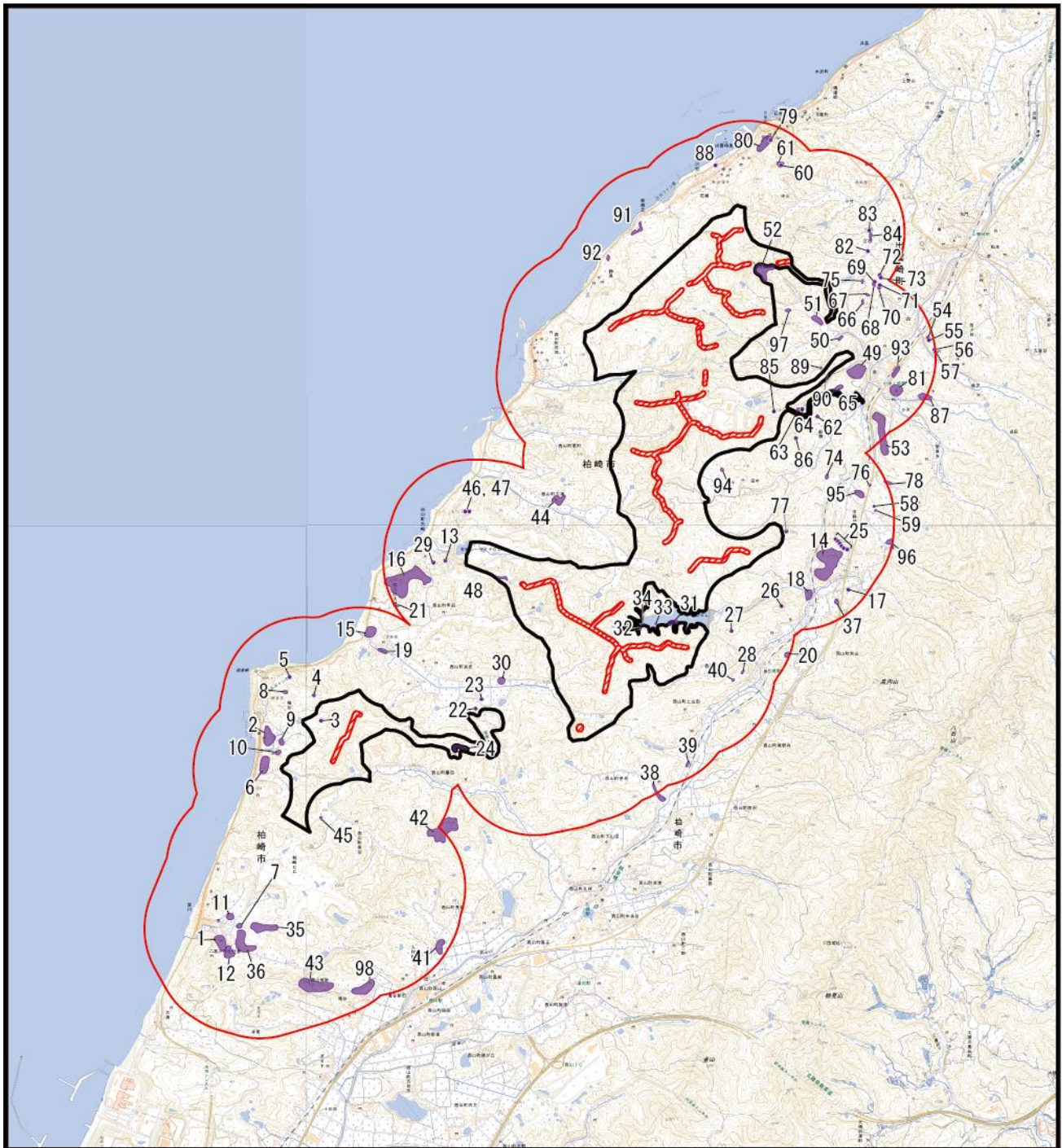
番号	遺跡名	所在地	種別	時代
46	二塚 1 号	柏崎市西山町大崎字葉山	塚	不明
47	二塚 2 号	柏崎市西山町大崎字葉山	塚	不明
48	甲田城	柏崎市西山町甲田字木立	城館跡	不明
44	矢郷橋	出雲崎町稲川字西ヶ峰	遺物包含地	縄文
45	中田	出雲崎町稲川字中田	遺物包含地	古代
46	塩坪	出雲崎町稲川字塩坪	遺物包含地	古代・中世
47	荒城跡	出雲崎町稲川字滝入	城館跡	室町
48	百塚 1 号墳～百塚 40 号墳	出雲崎町小木字寺尾	塚	不明
49	下吉水第 1 号塚	出雲崎町川西字堰下	塚	不明
50	下吉水第 2 号塚	出雲崎町川西字堰下	塚	不明
51	下吉水第 3 号塚	出雲崎町吉水字前田	塚	不明
52	下吉水第 4 号塚	出雲崎町吉水字前田	塚	不明
53	市野坪 1 号塚	出雲崎町市野坪字谷野口	塚	不明
54	市野坪 2 号塚	出雲崎町市野坪字谷野口	塚	不明
55	薬師堂山塚	出雲崎町中山 (薬師堂山)	塚	不明
56	諏訪ノ岩跡	出雲崎町米田字諏訪ノ入・薬師	城館跡	不明
57	南谷の塚	出雲崎町船橋字南谷	塚	不明
58	トヤガ峯城跡	出雲崎町船橋字南谷	城館跡	不明
59	トヤガ峯の塚	出雲崎町船橋字南谷トヤガ峯	塚	不明
60	三島谷の塚群 1 号～三島谷の塚群 11 号	出雲崎町船橋字三島谷	塚	不明
	三島谷の大塚	出雲崎町船橋字三島谷 (大塚)		
61	石畑塚群 1 号塚～石畑塚群 5 号塚	出雲崎町川西字山谷	塚	不明
62	石畑塚群 6 号塚～石畑塚群 11 号塚	出雲崎町上小竹字石畑	塚	不明
63	石畑塚群 12 号塚～石畑塚群 15 号塚	出雲崎町上小竹字石畑	塚	不明
64	石畑塚群 16 号塚	出雲崎町上小竹字石畑	塚	不明
65	石畑塚群 17 号塚	出雲崎町川西字山谷	塚	不明
66	石畑塚群 18 号塚	出雲崎町川西字山谷	塚	不明
67	石畑塚群 19 号塚	出雲崎町川西字山谷	塚	不明
68	石畑塚群 20 号塚	出雲崎町川西字山谷	塚	不明
69	乙坂の塚群 1 号～乙坂の塚群 4 号	出雲崎町市野坪字乙坂	塚	不明
70	神明社旧跡の塚	出雲崎町小竹字石畑	塚	不明
71	山腰タタラ跡	出雲崎町豊橋字山腰	製鉄跡	不明
72	田中御経塚	出雲崎町田中字御経塚	塚	不明
73	砂田の塚群 1 号～砂田の塚群 23 号	出雲崎町豊橋字砂田	塚	不明
74	花立塚	出雲崎町米田字花立	塚	不明
75	出雲崎城跡	出雲崎町住吉町字二子山	城館跡	室町～戦国
76	タテ城跡	出雲崎町小木字タテ	城館跡	縄文・中世
77	三道刈五輪塔	出雲崎町立石字三道刈	石塔	不明
78	上小竹庚神様塚	出雲崎町上小竹字岩神	塚	不明
79	三道刈塚群 1 号～三道刈塚群 6 号	出雲崎町立石字三道刈	塚	不明
80	十二社の塚	出雲崎町稲川字池野尻 (十二社)	塚	不明
81	猿ヶ平安の塚	出雲崎町船橋字芹田 (猿ヶ平安)	塚	不明
82	小木城下館跡	出雲崎町相田字大門	城館跡	安土桃山・江戸
83	御金蔵跡	出雲崎町尼瀬字伊勢町	金蔵	不明
84	中田南	出雲崎町稲川字中田	遺物包含地	鎌倉
85	土橋製鉄跡	出雲崎町稲川字土橋	製鉄跡	古代

表 3. 2-45 (3) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況




番号	遺跡名	所在地	種 別	時 代
86	蛇崩れ	出雲崎町勝見字蛇崩	遺物包含地	古代
87	勝見居村	出雲崎町勝見字古道	遺物包含地	古代
88	番場	出雲崎町小木字番場	集落跡	平安・中世
89	鉾ノ入	出雲崎町大字田中字鉾ノ入	遺物包含地	古代
90	釜ノ口	出雲崎町大字市野坪字釜ノ口	遺物包含地	古代
91	仲田縄文手上	出雲崎町大字市野坪字仲田、字縄文手上	遺物包含地	古代・中世
92	滝ヶ入	出雲崎町大字稲川字滝ヶ入	遺物包含地	中世
93	城ノ越	刈羽村滝谷字城ノ越	遺物包含地	縄文・平安

注：表中の番号は、図 3. 2-17 の番号に対応する。

〔新潟県の遺跡地図・一覧表〕（新潟県 HP、閲覧：令和 2 年 10 月）より作成



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  埋蔵文化財包蔵地

1:75,000



注：1. 調査範囲は、変更の可能性のある範囲（概ね対象事業実施区域から約1kmの範囲）とした。
 2. 図中の番号は表 3.2-45 の番号に対応する。

〔「新潟県の遺跡地図・一覧表」（新潟県 HP、閲覧：令和 2 年 10 月）より作成〕

図 3.2-17 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日）に基づき、「新潟県景観計画」（新潟県、令和 2 年）及び「柏崎市景観計画」（柏崎市、平成 28 年）により、柏崎市、出雲崎町及び刈羽村の全域が景観計画区域に指定されている。対象事業実施区域及びその周囲は全域が景観計画区域に指定されており、図 3.2-18 のとおり対象事業実施区域の一部は景観形成重点地区に指定されている。

② 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づく風致地区の指定はない。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林の指定

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づく保安林の指定状況は図 3.2-19 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に存在している。

② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日）に基づく砂防指定地は図 3.2-20 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に存在している。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は図 3.2-20 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に存在している。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲における「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく地すべり防止区域は図 3.2-20 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に存在している。

⑤ 海岸法に基づく海岸保全区域

対象事業実施区域及びその周囲における「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号、最終改正：平成 30 年 12 月 14 日）に基づく海岸保全区域は図 3.2-21 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に存在している。

⑥ **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域**

対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：平成 29 年 5 月 19 日）に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は図 3.2-22 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に土砂災害警戒区域が、対象事業実施区域の周囲に土砂災害特別警戒区域が存在している。

⑦ **山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区**

対象事業実施区域及びその周囲における「山地災害危険地区調査要領」（林野庁、平成 28 年）に基づく山地災害危険地区（地すべり危険地区、山腹崩壊危険地区）は図 3.2-23 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に山地災害危険地区が存在している。

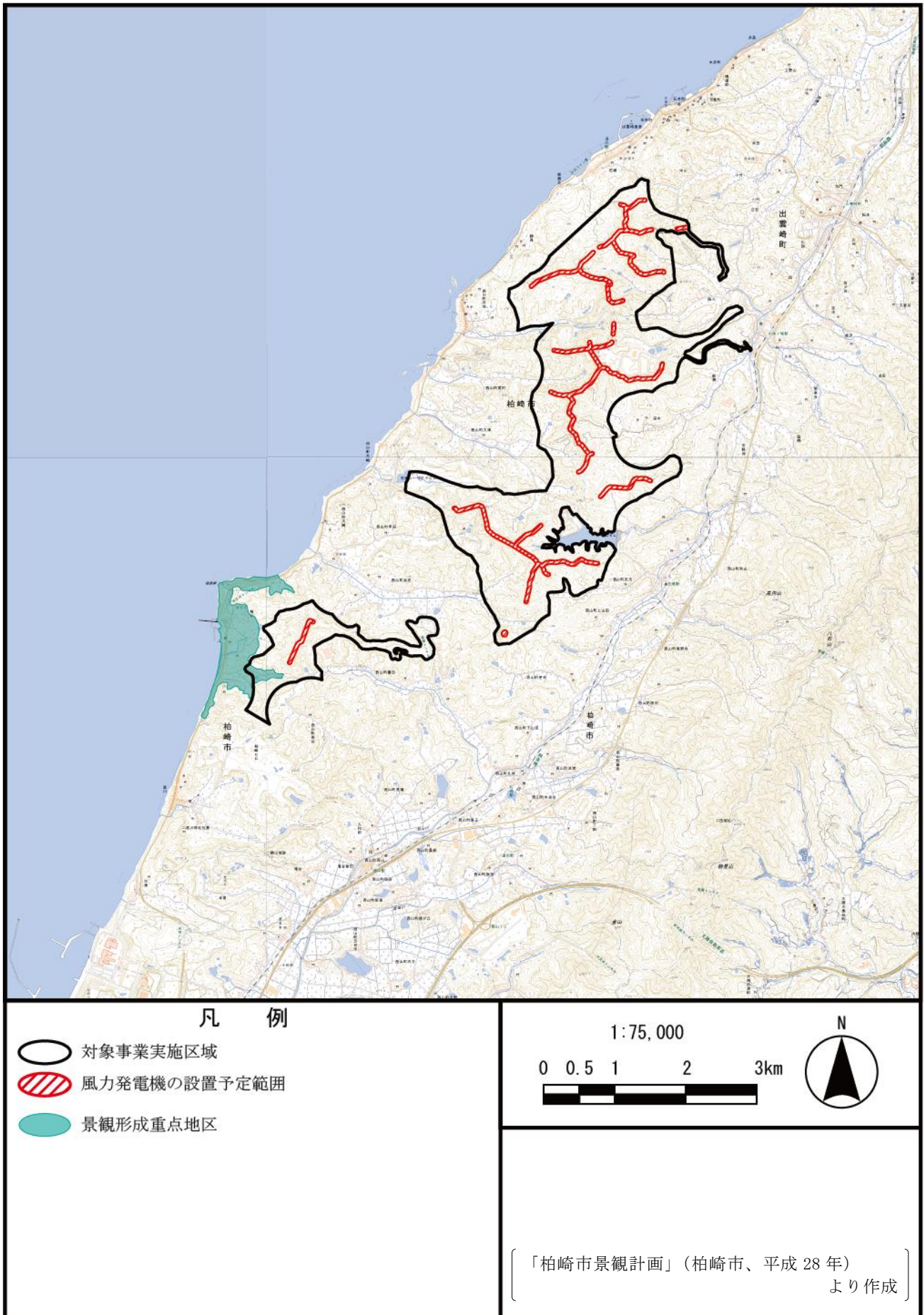


図 3.2-18 景観形成重点区域

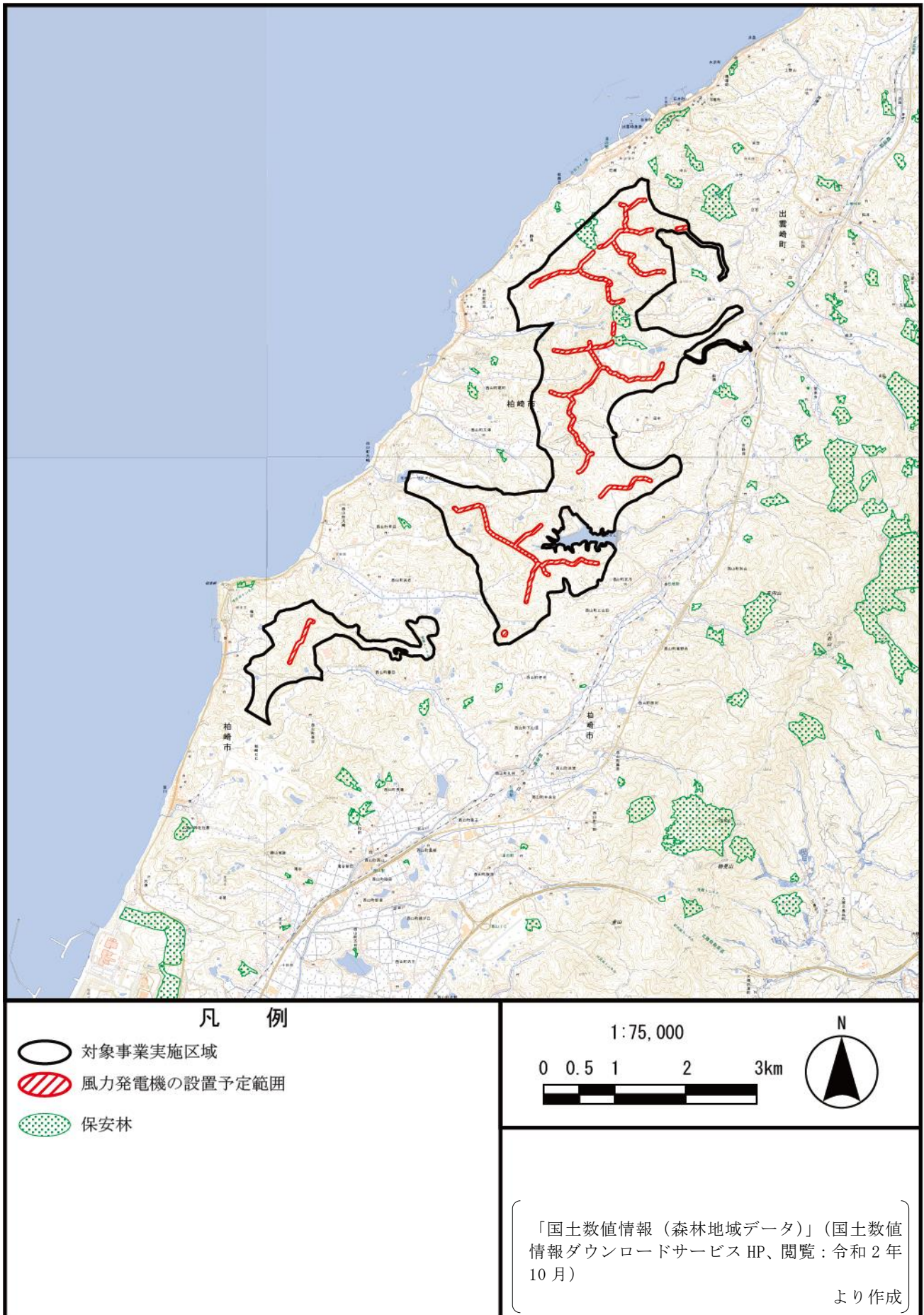


図 3.2-19 保安林等の指定状況

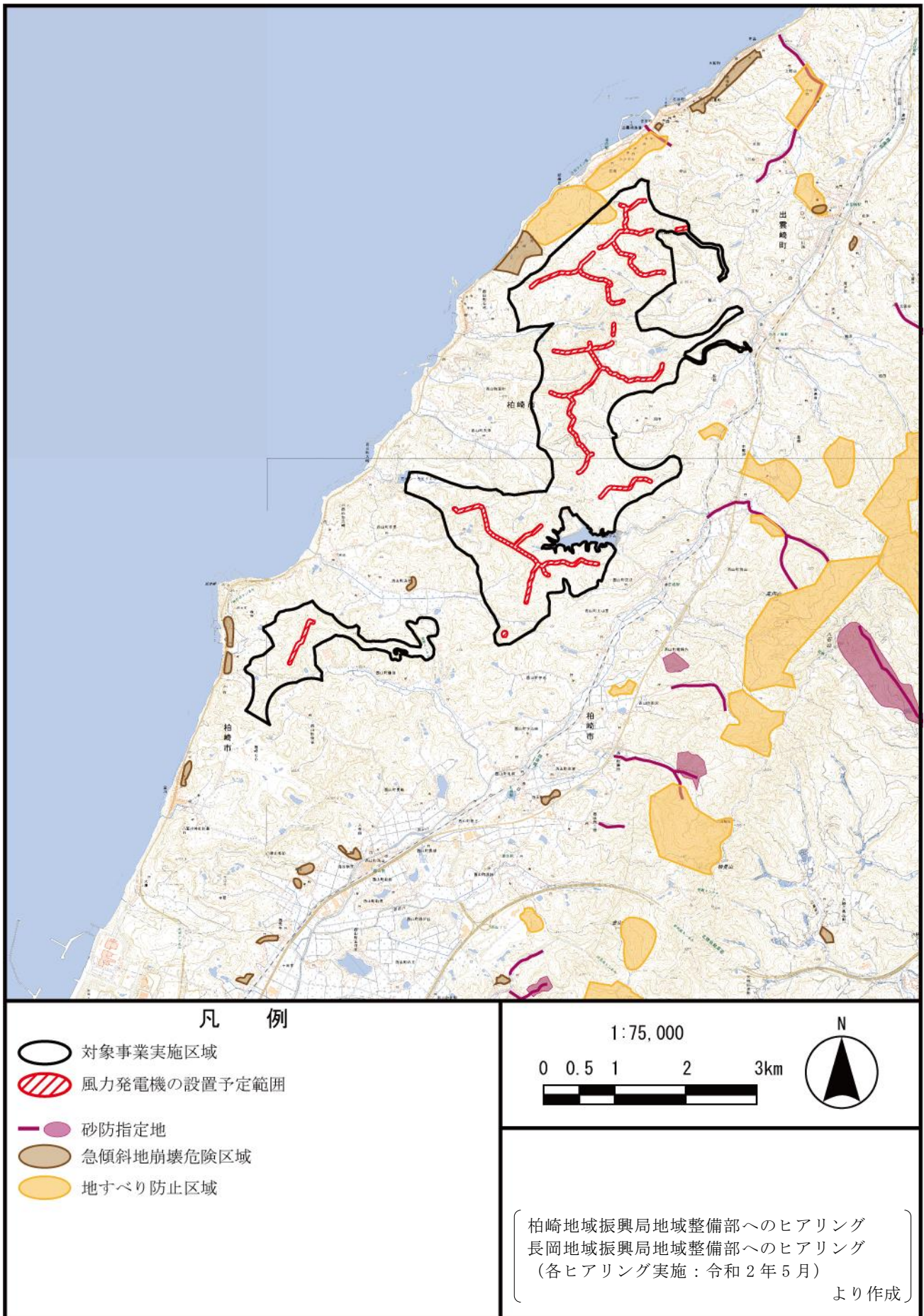


図 3.2-20 砂防指定地等の指定状況

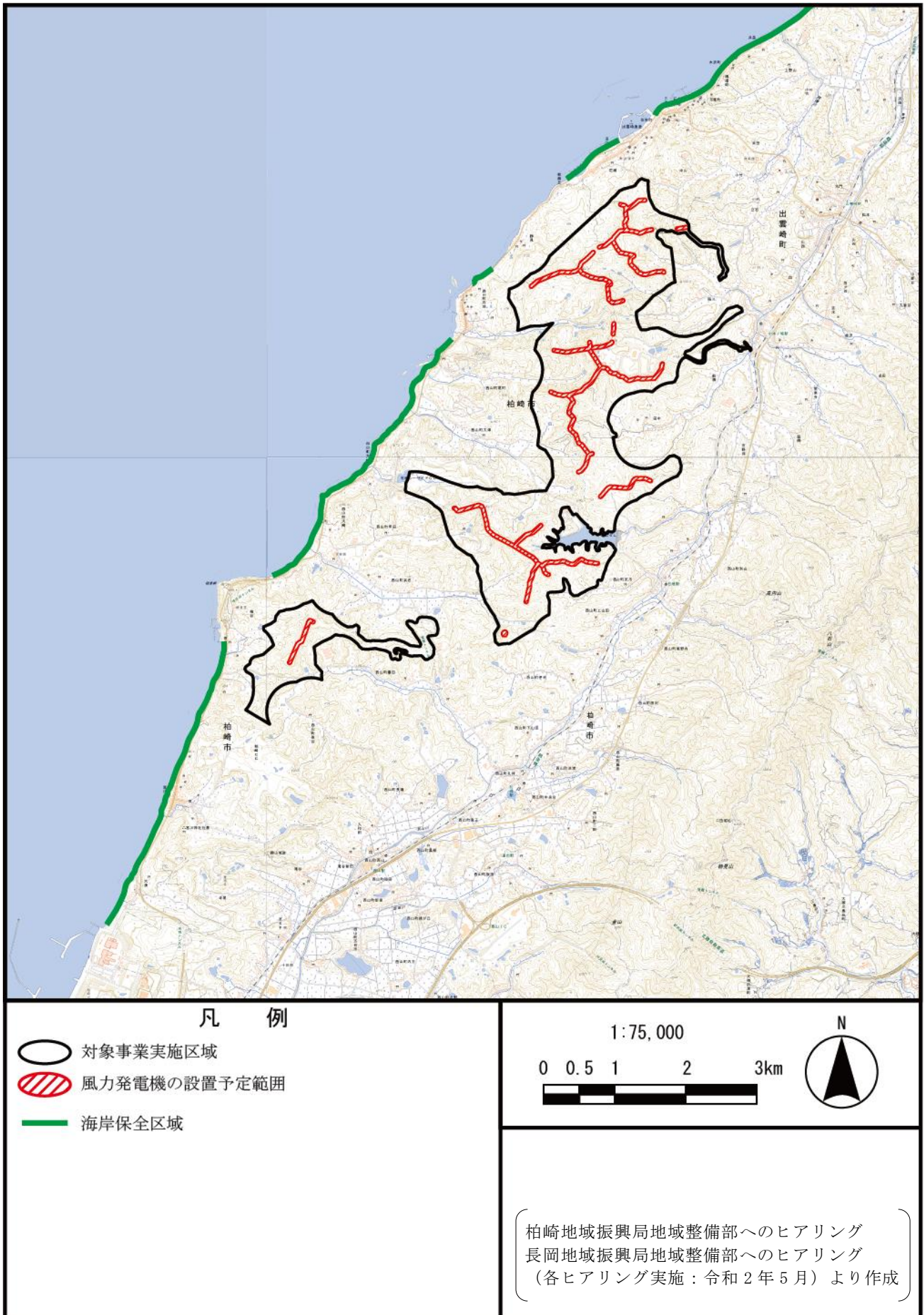


図 3.2-21 海岸保全区域の指定状況

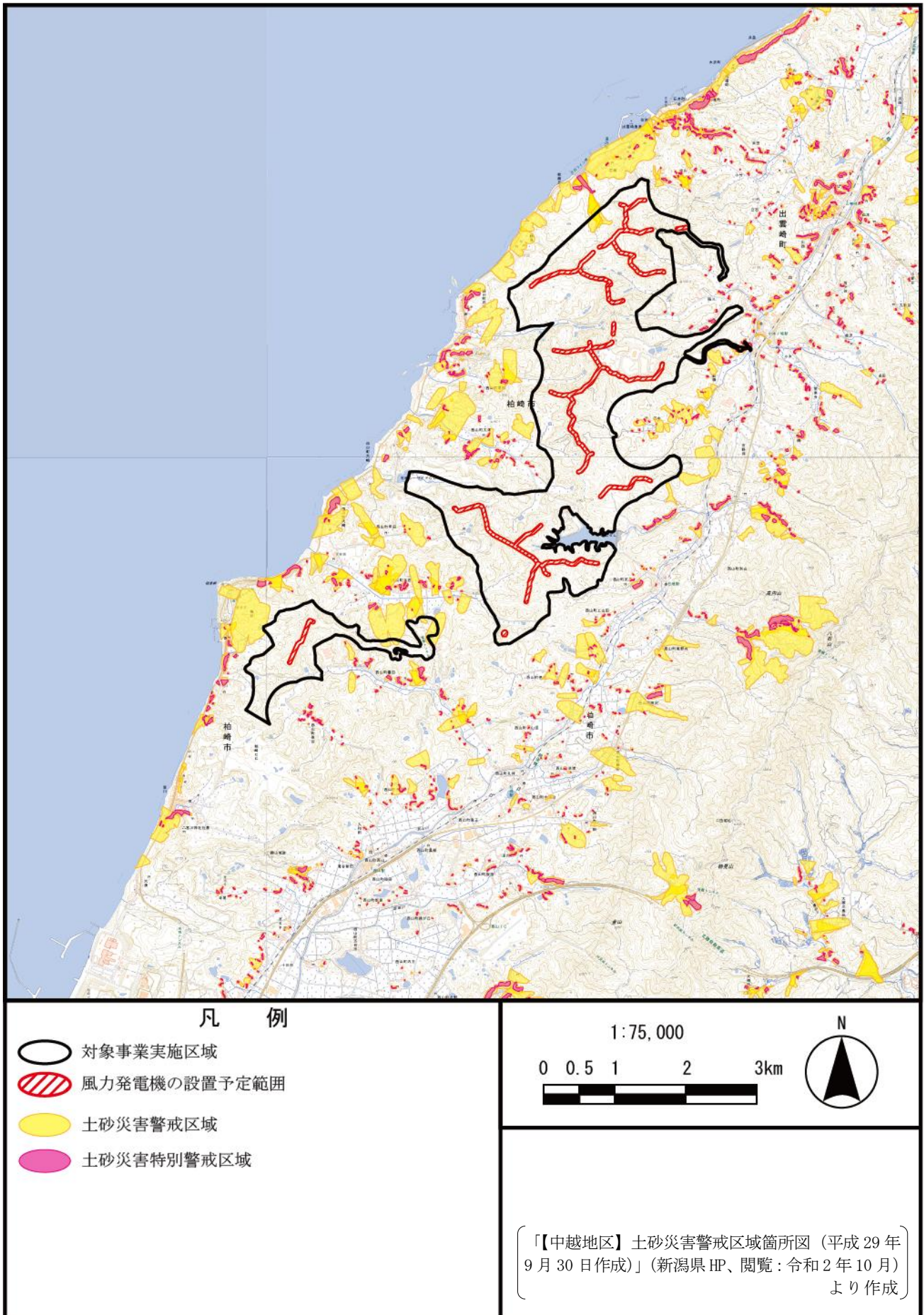


図 3.2-22 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

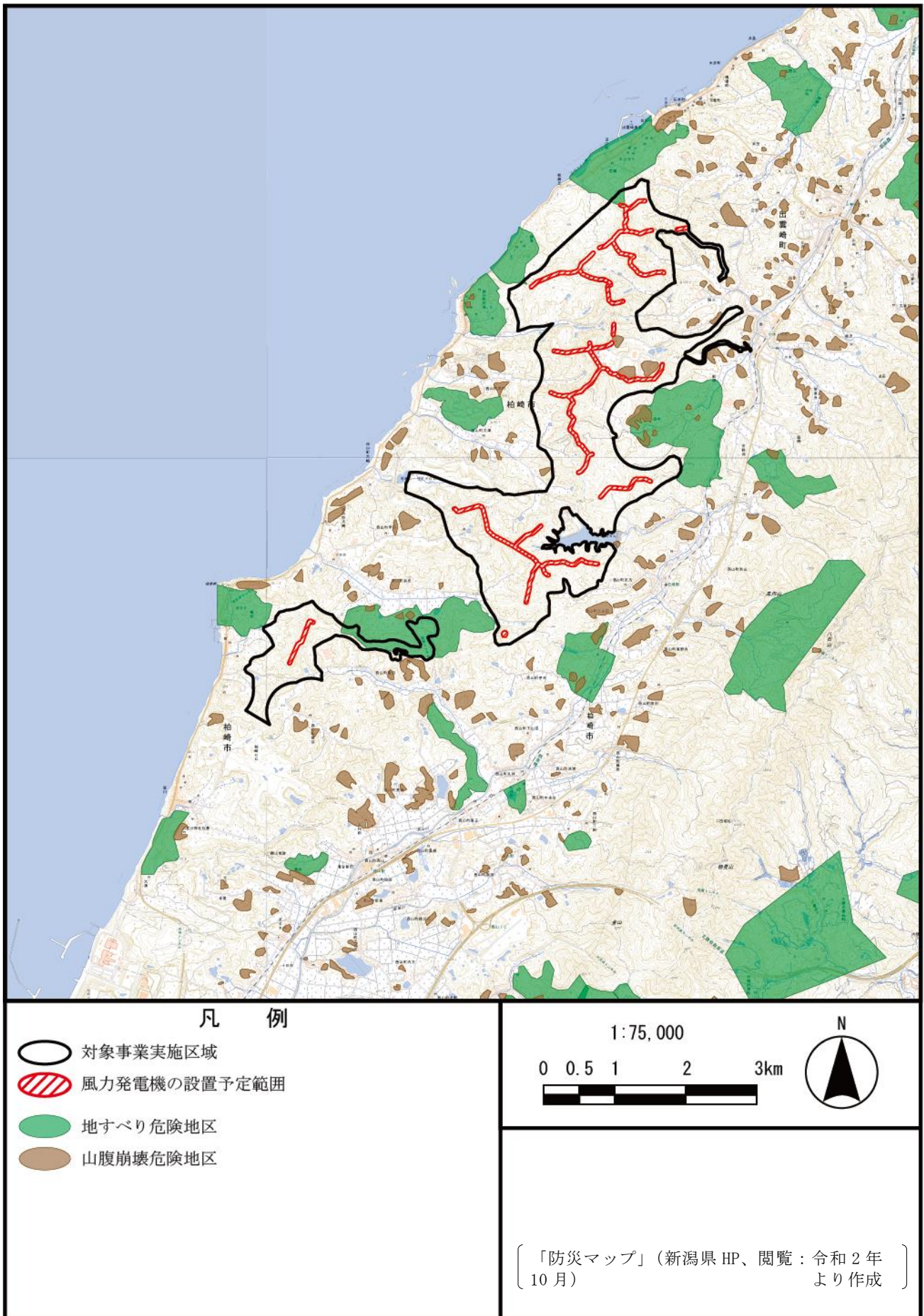


図 3.2-23 山地災害危険地区の指定状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-46 のとおりである。

表 3.2-46 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無				
			柏崎市	出雲崎町	刈羽村	対象事業実施区域及びその周囲	対象事業実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	×	×	○	×
		農業地域	○	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○	○
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	○	○	○	○	○
都市計画法	都市計画用途地域	○	×	×	×	×	
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	×	×	×	×
		水域類型指定	○	○	×	○	×
	騒音規制法	規制地域	○	×	×	×	×
	振動規制法	規制地域	○	×	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	○	○	○	○
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×	×	×	×
		形質変更時要届出区域	○	×	×	×	×
	工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	×	×
自然保護	自然公園法等	国立公園	×	×	×	×	×
		国定公園	○	×	×	×	×
		県立自然公園	○	×	×	×	×
	自然環境保全法等	自然環境保全地域	×	×	×	×	×
		県自然環境保全地域	○	×	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産及び自然遺産	×	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	×	×	○	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	×	×
文化財	文化財保護法等	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	×	×	○	×
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	○	×
		市町村指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○	○
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○	○	○
	都市計画法	風致地区	×	×	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	○	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	○	○	○
	海岸法	海岸保全区域	○	○	×	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	○	○
山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区	○	○	○	○	○	

注：1. 「○」は指定あり、「×」は指定なしを示す。

2. 「国指定の特別天然記念物及び天然記念物」は、所在地が全国におよぶものを除く。